＜ 資　　料 ＞

■資料－１　震度階級（平成 21 年 3 月 31 日から）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造建物	地盤の状況斜面等の状況
0	人間は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—
2	屋内で静にしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人のなかには、目を覚ます人もいる。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性が低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	地盤では、亀裂や液状化が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据えつけが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性が低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	斜面等では、落石やがけ崩れが発生することがある。

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い住宅では壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁、、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地盤では、地割れが生じることがある。 斜面等では、がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性が低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。耐震性が高い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物では壁、梁、柱などの部材に、斜めやｘ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性が高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地盤では大きな地割れが生じることがある。 斜面等では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性が低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性が高い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性が低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。耐震性が高い建物では壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂がさらに多くなる。１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	

＜ライフライン・インフラ等への影響＞

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業所の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

■資料－2　被害程度の認定基準

災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号消防庁長官)

分類	用語		被害程度認定基準
人的被害	死者		当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明		当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
	一部破損		全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家		住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
その他被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	畑	流失・埋没	田に準じる。
		冠水	
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。

分類	用　　語		被　害　程　度　認　定　基　準
その他被害	港　　湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂　　防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	がけ崩れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土 石 流		土石及び土石の流出等いわゆる山津波により、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林地崩壊		森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水　　道		上水道、又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電　　話		災害により通話不能となった電話の回線数。
	電　　気		災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数。
	ガ　　ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り災世帯等	り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者数		り災世帯の構成員。
	公立文教施設		公立の文教施設とする
被害金額	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道及び下水道とする。
	その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

■資料－3　災害救助法による救助の基準　（令和８年４月現在）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置 （法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 370 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 （法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 370 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１ 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２ 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 １ 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２ 基本額１戸当たり 7,259,000 円以内 ３ 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	１ 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,259,000 円以内であればよい。 ２ 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３ 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４ 供与期間は２年以内
		○ 賃貸型応急住宅 １ 規模　建設型仮設住宅に準じる ２ 基本額　地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１ 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２ 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>1　1人1日当たり
1,480円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（1食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>20,900</td><td>26,900</td><td>39,900</td><td>47,600</td><td>60,300</td><td>8,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>34,700</td><td>44,800</td><td>62,500</td><td>73,100</td><td>92,100</td><td>12,700</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,900</td><td>9,200</td><td>13,800</td><td>16,800</td><td>21,100</td><td>3,000</td></tr><tr><td>冬</td><td>11,000</td><td>14,400</td><td>20,500</td><td>24,300</td><td>30,700</td><td>4,000</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>福祉サービスの提供</td><td>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）</td><td>1　災害時要配慮者に関する情報の把握、災害時要配慮者からの相談対応、災害時要配慮者に対する避難生活上の支援、災害時要配慮者の避難所への誘導について、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費
2　福祉避難所の設置については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費
※福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等にかかる経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費の対象」</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>福祉避難所の設置については、法第2条第2項の災害が発生するおそれがある場合は除く。</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、１世帯当たり 56,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000 円以内	災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 5,800 円 中学生生徒 6,100 円 高等学校等生徒 6,600 円	災害発生の日から （教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 239,400 円以内 小人（12 歳未満） 191,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以後に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり、3,800 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：１体当たり 6,100 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 148,600 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

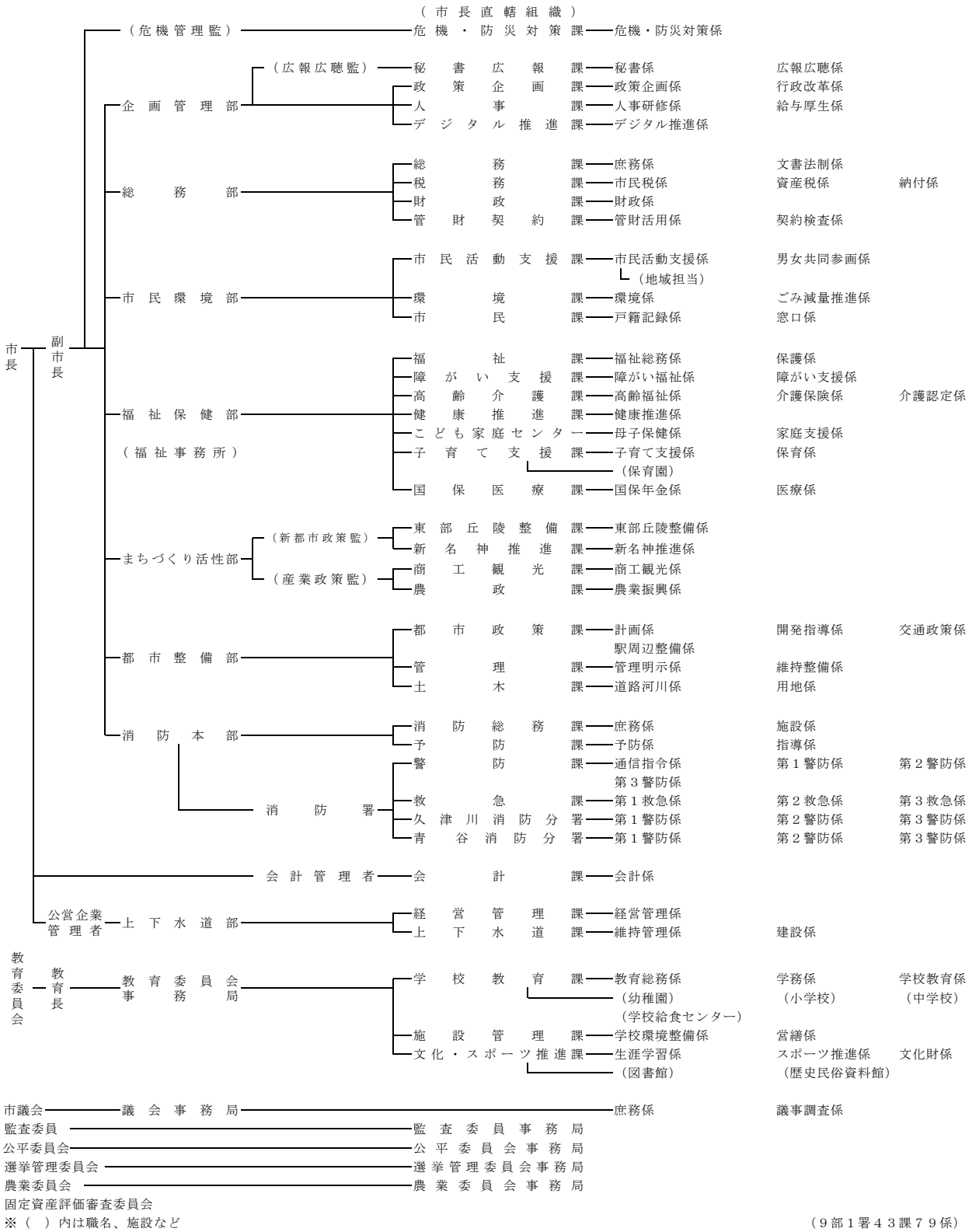
救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第１項）	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第１号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当て及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

■資料－4　城陽市の行政機構

城陽市組織機構図

（令和８年（２０２６年）４月１日現在）



※（　）内は職名、施設など

（９部１署４３課７９係）

■資料－5　城陽市防災会議条例

○城陽市防災会議条例

（昭和 39 年 8 月 5 日
条例第３１号）

改正　昭和 43 年 10 月 23 日条例第 39 号　　平成 7 年 9 月 18 日条例第 30 号
昭和 47 年 4 月 28 日条例第 25 号　　平成 12 年（2000 年）3 月 31 日条例第 2 号
昭和 63 年 3 月 15 日条例第 1 号　　平成 24 年（2012 年）10 月 1 日条例第 18 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、城陽市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）城陽市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（組織）

第３条　防災会議は、会長 1 人及び委員 45 人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（１）指定地方行政機関の職員

（２）本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の職員

（３）京都府知事の部局の職員

（４）京都府警察の警察官

（５）市長の部局の職員

（６）城陽市教育委員会教育長

（７）城陽市消防本部消防長及び城陽市消防団消防団長

（８）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

（９）前各号に掲げる者のほか、市長が防災に関し必要と認める機関の職員、知識経験者又は自主防災組織を構成する者

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第５条　防災会議に幹事若干名を置く。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

３　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則　この条例は、公布の日から施行する。

附則　（昭和 43 年 10 月 23 日条例第 39 条）

この条例は、公布の日から施行する。

附則　（昭和 47 年 4 月 28 日条例第 25 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、昭和 47 年 5 月 3 日から施行する。

附則　（昭和 63 年 3 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則　（平成 7 年 9 月 18 日条例第 30 号）

この条例は､公布の日から施行する。

附則　（平成 12 年（2000 年）3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、平成 12 年（2000 年）4 月 1 日から施行する。

附則　（平成 24 年（2012 年）10 日 1 日条例第 18 号）

この条例は､公布の日から施行する。

■資料－6　城陽市災害対策本部条例

○城陽市災害対策本部条例

（昭和 39 年８月５日
条例第３２号）

改正　昭和 47 年 4 月 28 日条例第 25 号
昭和 63 年 3 月 15 日条例第 2 号
平成 18 年 12 月 28 日条例第 29 号
平成 24 年 10 月 1 日条例第 18 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、城陽市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　本部の災害対策本部長（以下「本部長」という。）には、市長を、災害対策副本部長には、副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充てる。

２　本部に部を置く。

３　部に部長及び副部長を置き、部長及び副部長には、本部長が指名する災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもって充てる。

４　部に必要に応じて班を置くものとする。

５　班に班長及び班員を置き、班長及び班員には、本部長が指名する本部員をもって充てる。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附則　この条例は、公布の日から施行する。

附則　（昭和 47 年 4 月 28 日条例第 25 号抄）

（施行期日）

１　この条例は昭和 47 年 5 月 3 日から施行する。

附則　（昭和 63 年 3 月 15 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則　（平成 18 年(2006 年)12 月 28 日条例第 29 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から施行する。

■資料－7　城陽市災害対策本部条例施行規則

○城陽市災害対策本部条例施行規則

（昭和 63 年 3 月 15 日
規則第４号）

改正　平成 3 年 6 月 1 日規則第 27 号　　平成 9 年（1997 年）4 月 1 日規則第 16 号
平成 3 年 9 月 2 日規則第 31 号　　平成 10 年（1998 年）4 月 1 日規則第 7 号
平成 7 年 5 月 16 日規則第 25 号　　平成 27 年（2015 年）5 月 22 日規則第 28 号

（趣旨）

第１条　この規則は、城陽市災害対策本部条例（昭和 39 年城陽市条例第 32 号）第 3 条の規定に基づき、城陽市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指導監督する。

２　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

３　部長は、部の事務を統括し、部の職員を指導監督する。

４　副部長は、部長を補佐する。

５　班長は、上司の命を受け、その班の事務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

６　班長は、上司の命を受け、その班の事務に従事する。

（職務代理）

第３条　本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する順序による副本部長がその職務を代理する。

２　部長に事故があるときは、所属する部の副部長又は班長がその職務を代理する。

３　班長に事故があるときは、所属班員のなかからあらかじめ部長の指名する者がその職務を代理する。

（災害対策本部の編成及び任務分担）

第４条　災害対策本部に、総括部、調整部、消防部、応急対策部、救援部、施設対策第一部、施設対策第二部、上下水道部、教育部、及び地区連絡所を置き、各部及び部に置く班の事務分掌は、城陽市地域防災計画に定めるところによる。

（災害対策本部会議）

第５条　本部に、災害対策についての重要な指示及び総合調整を行うため災害対策本部会議（以下「会議」という。）を置く。

２　会議は、本部長、副本部長及び部長をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めたときは、会議に班長その他の班員の出席を求めることができる。

３　会議は、必要に応じて本部長が招集する。

（非常配備体制の基準）

第６条　本部は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な動員配備体制を整えるものとする。

２　前項の動員配備の種別は、1 号配備、2 号配備、3 号配備、4 号配備及び 5 号配備とし、動員配備体制の基準は、別表第 2 に定めるとおりとする。

（1 号配備の活動）

第７条　1 号配備における活動は、おおむね次のとおりとする。

（１）総括部は、京都地方気象台その他関係機関との連絡を密にし、気象の予報、警報、防災情報等を収集し、直ちに関係機関に連絡するものとする。

（２）各部の班長は、所掌事務に係る情報を収集したときは、速やかに消防部長に連絡しなければならない。

（３）総括部長は、必要に応じて関係部長又は班長を招集し、相互の情報を交換し、当該情報に対して適切な措置を講じるものとする。

（２号配備の活動）
第８条　２号配備における活動は、前条に規定する活動に合せて、おおむね次のとおりとする。
（１）総括部長は、動員職員から情報を収集し、連絡を強化しなければならない。
（２）動員職員は、災害の現況を調査し、装備、資材及び機器を整備点検し、必要に応じて措置を講じるものとする。

（３号配備等の活動）
第９条　３号配備が指令されたとき、各部長は、所掌事務に係る情報を収集し、関係部及び関係機関との連絡・協力体制を強化し、その活動状況を随時本部長に報告しなければならない。
２　４号配備及び５号配備における活動は、前項に規定する活動に準ずるものとする。

（動員配備の指令及び解除）
第 10 条　１号配備及び２号配備の指令及び解除については、総括部長が行い、３号配備から５号配備までの指令及び解除については、本部長が行うものとする。

（班員の配置）
第 11 条　動員配備の班員配置は、当該災害の種類及び規模により、別に定める動員配備編成計画に基づき、総括部長及び各部長が行う。ただし、本部長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
２　各部長は、常に動員配備ごとに動員に必要な所属職員の住所名簿を整備し、本部長に報告しなければならない。

（非常招集等）
第 12 条　動員配備の配置に係る非常招集を受けたときは、所属勤務場所に出勤するものとする。ただし、特に招集場所を指定されたときは、この限りではない。

２　非常招集の有無にかかわらず、職員は、災害の発生又は災害の発生する恐れがあることを認知したときは、直ちに本部に連絡をとり、その指示を受けるものとする。

（災害対策連絡票）
第 13 条　災害時における命令、指示及び連絡は、災害対策連絡票により行うものとする。

（委任）
第 14 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則　この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則　（平成 3 年 6 月 1 日規則第 27 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則　（平成 3 年 9 月 2 日規則第 31 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則　（平成７年５月１６日規則第 25 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則　（平成 9 年（1997 年）4 月 1 日規則第 16 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則　（平成 10 年（1998 年）4 月 1 日規則第 7 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則　（平成 27 年（2015 年）5 月 22 日規則第 28 号）
この規則は、公布の日から施行する。

■資料－8　城陽市防災会議委員・幹事名簿
＜城陽市防災会議委員名簿＞（令和８年（2026 年）４月１日現在）
会長：城陽市長　　（災害対策本部　0774-56-4100）

機関名	委員の職名	連絡先 住所	電話番号
指定地方行政機関の長又はその指名する職員			
近畿地方整備局淀川河川事務所	所長	573-1191　枚方市新町２丁目 2-10	072-843-2861
近畿農政局	地方参事官（京都府担当）	602-8054　上京区西洞院通下長者町下ル	075-414-9015
本市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の職員			
陸上自衛隊大久保駐屯地第１０２施設器材隊	隊長	611-0031　宇治市広野町風呂垣外 1-1	44-0001
京都府知事の部局の職員			
山城広域振興局	局長	611-0021　宇治市宇治若森 7-6	21-2101
山城北土木事務所	所長	610-0331　京田辺市田辺明田１	62-0047
山城北保健所	所長	611-0021　宇治市宇治若森 7-6	21-2191
京都府警察の警察官			
城陽警察署	署長	610-0121　城陽市寺田庭井 25-1	53-0110
市長がその部局の職員のうちから指名する者			
城陽市	副市長	610-0195　城陽市寺田東ノ口 16･17	56-4050
〃	危機管理監	〃	56-4045
〃	企画管理部長	〃	56-4054
〃	総務部長	〃	56-4011
〃	市民環境部長	〃	56-4061
〃	福祉保健部長	〃	56-4030
〃	まちづくり活性部長	〃	56-4055
〃	まちづくり活性部参事	〃	56-4018
〃	都市整備部長	〃	56-4066
〃	議会事務局長	〃	56-4000
〃	上下水道部長	610-0101　城陽市平川広田 67	52-4801
〃	教育部長	610-0195　城陽市寺田東ノ口 16･17	56-4003
教育委員会			
教育委員会	教育長	610-0195　城陽市寺田東ノ口 16･17	56-4003
消防機関の長のうち市長が任命する者			
消防本部	消防長	610-0111　城陽市富野東田部 33	54-0113
消防団	消防団長	〃	〃
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者			
日本郵便株式会社　城陽郵便局	局長	610-0121　城陽市寺田袋尻 27-2	52-9017
関西電力送配電株式会社 京都本部　伏見配電営業所	所長	612-8361　伏見区片原町 293-3	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式会社	京滋事業部長	600-8815　下･中堂寺粟田町 93 番地	075-315-8942
ＮＴＴ西日本株式会社京都支店	設備部長	604-8853　中･壬生東淵田町 22	075-842-9463
宇治久世医師会	京都きづ川病院長	610-0101　城陽市平川西六反 26-1	22-6487
南部土地改良区（水資源機構）	理事長	610-0121　城陽市寺田高田 67-3	52-2619
木津川ダム総合管理所	所長	518-0413　三重県名張市下比奈知 2811-2	0595-64-8961
西日本旅客鉄道株式会社（宇治駅）	駅長	611-0021　宇治市宇治宇文字 16	21-2355
近畿日本鉄道株式会社（新田辺駅）	駅長	610-0361　京田辺市河原食田 2-3	62-0058
京都京阪バス株式会社	取締役社長	614-8161　八幡市上奈良宮ノ東 2-5	075-981-8800

機関名	委員の職名	連絡先 住所	電話番号
市長が防災に関し、必要と認める機関の職員及び知識経験者			
城陽市議会	議長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16･17	56-4000
京都大学	名誉教授		
淀川・木津川水防事務組合	事務局長	611-8501 宇治市宇治下居 13-2 うじ安心館３階	22-5651
城南衛生管理組合	専任副管理者	611-8521 宇治市宇治折居 18	34-3370
LPガス城陽市域防災連絡協議会	会長	610-0114 城陽市市辺西川原 78	52-1265
城陽ＬＰガス協会	会長	610-0121 城陽市寺田今堀 72-28	53-1735
城陽市社会福祉協議会	会長	610-0121 城陽市寺田東ノ口 17	56-0909
城陽市消防団女性消防部	部長	610-0111 城陽市富野東田部 33	54-0113

機関名	委員の職名	連絡先 住所	電話番号
寺田校区防災推進委員会	会長		
今池校区自主防災会	会長		

＜城陽市防災会議幹事名簿＞

機関名	委員の職名	連絡先 住所	電話番号
近畿地方整備局淀川河川事務所	木津川出張所長	610-0331 京田辺市田辺針ヶ池 23	62-0075
近畿農政局	総括農政推進官	602-8054 上･西洞院通下長者町下ル	075-414-9015
陸上自衛隊大久保駐屯地第１０２施設器材隊	運用訓練幹部	611-0031 宇治市広野町風呂垣外 1-1	44-0001
山城広域振興局	総務防災課長	611-0021 宇治市宇治若森 7-6	21-2101
山城北土木事務所	河川砂防課長	610-0331 京田辺市田辺明田１	62-0047
山城北保健所	次長	610-0021 宇治市宇治若森 7-6	21-2191
城陽警察署	警備課長	610-0121 城陽市寺田庭井 25-1	53-0110
城陽市	企画管理部次長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16･17	56-4054
〃	総務部次長	〃	56-4015
〃	市民環境部次長	〃	56-4025
〃	福祉保健部次長	〃	56-4030
〃	まちづくり活性部次長	〃	56-4055
〃	都市整備部次長	〃	56-4066
〃	上下水道部次長	610-0101 城陽市平川広田 67	52-4801
〃	危機・防災対策課長	610-0121 城陽市寺田東ノ口 16･17	56-4045
〃	上下水道部経営管理課長	610-0101 城陽市平川広田 67	52-4801
教育委員会	教育部次長	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16･17	56-4003
消防本部	消防総務課長	610-0111 城陽市富野東田部 33	54-0113
日本郵便株式会社 城陽郵便局	担当課長	610-0121 城陽市寺田袋尻 27-2	52-3115
関西電力送配電株式会社京都本部	コミュニケーション副長	600-8216 下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町 579	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式会社	京滋事業部 導管計画ﾏﾈｼﾞｬｰ	600-8815 下･中堂寺粟田町 93 番地	075-315-8942
ＮＴＴ西日本株式会社京都支店	災害対策担当課長	604-8853 中･壬生東淵田町 22	075-842-9463
南部土地改良区（水資源機構）	事務職員	610-0121 城陽市寺田高田 67-3	52-2619
木津川ダム総合管理所	管理課長	518-0413 三重県名張市下比奈知 2811-2	0595-64-8961

機関名	委員の職名	連絡先	
		住所	電話番号
市議会 淀川・木津川水防事務組合	議会事務局次長 事務局長	610-0195　城陽市寺田東ノ口16･17 611-0021　宇治市宇治下居13-2 うじ安心館3階	56-4000 22-5651
LPｶﾞｽ城陽市域防災連合協議会	会長	610-0114　城陽市市辺西川原78	52-1265
城南衛生管理組合	総務課長	611-8521　宇治市宇治折居18	34-3370
西日本旅客鉄道株式会社（宇治駅）	副駅長	611-0021　宇治市宇治宇文字16	21-2355
近畿日本鉄道株式会社（新田辺駅）	助役	610-0361　京田辺市河原食田2-3	62-0058
京都京阪バス株式会社	業務課長	614-8161　八幡市上奈良宮ノ東2-5	075-981-8800
城陽ＬＰガス協会	会長	610-0121　城陽市寺田今堀72-28	53-1735

■資料－9　城陽市自主防災組織運営補助金交付要綱

○城陽市自主防災組織運営補助金交付要綱

平成９年（1997 年）７月１日
告示第 39 号
改正　平成 29 年３月 31 日告示第 40 号
　　令和　２年３月 31 日告示第 13 号
　　令和　５年３月 31 日告示第 19 号

（目的）

第１条　この要綱は、自主防災組織（城陽市立小学校の校区ごとに設置された自治会連合会を基に自主的に防災活動を行う組織をいう。以下同じ。）に対して、城陽市補助金等の交付に関する規則（昭和58年城陽市規則第18号）及びこの要綱に定めるところにより、城陽市自主防災組織運営補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって自主防災組織を育成することを目的とする。

（交付の要件）

第２条　補助金の交付を受けることができる自主防災組織は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　城陽市地域防災リーダー設置要綱（平成９年城陽市告示第40号）に定める地域防災リーダーを設置していること。

(2)　自主防災組織の規約を定めていること。

(3)　防災活動計画書（補助年度のものをいう。以下同じ。）を作成していること。

(4)　編成表（自主防災組織内の役割分担を明確にした表をいう。以下同じ。）を作成していること。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費は、自主防災組織の防災活動に要する経費とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額とし、次に掲げる額の合計額を限度とする。

(1)　自主防災組織を構成する自治会数（補助金の交付を申請する年度（以下「補助金交付申請年度」という。）の４月１日現在の自治会数）に、5,000円を乗じて得た額

(2)　自主防災組織が置かれる城陽市立小学校の校区に属する世帯数（補助金交付申請年度の４月１日現在の世帯数をいう。）に、19円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(3)　補助金交付申請年度において地域防災リーダーが防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構の認証及び登録を受けた者をいう。以下同じ。）の資格を取得するための講座を受講し、かつ、防災士としての認証及び登録を受けた場合に、その要した経費の２分の１に相当する額（1人当た

り30,000円を限度とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、城陽市自主防災組織運営補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1)　自主防災組織の規約

(2)　防災活動計画書

(3)　編成表

(4)　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、交付の適否を決定し、城陽市自主防災組織運営補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知し、交付を決定したときはすみやかに補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第７条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた自主防災組織があるときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（実績報告）

第８条　補助金の交付を受けた自主防災組織は、補助の対象となった防災活動が終了したときは、自主防災組織運営補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成29年（2017年）３月31日告示第40号）

この要綱は、平成29年（2017年）４月１日から施行する。

附　則（令和２年（2020年）３月31日告示第13号）

この要綱は、令和２年（2020年）４月１日から施行する。

附　則（令和５年（2023年）３月31日告示第19号）

この要綱は、令和５年（2023年）４月１日から施行する。

■資料－10　城陽市地域防災リーダー設置要綱

○城陽市地域防災リーダー設置要綱

平成９年（1997 年）７月１日
告示第 40 号
改正　平成 23 年３月 31 日告示第 17 号

（目的）

第１条　この要綱は、地域防災リーダー（以下「防災リーダー」という。）を設置し、自主防災組織の育成を図るとともに、災害が発生した場合において、初期消火、負傷者の救出救護その他の防災活動を迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

（委嘱等）

第２条　防災リーダーは、原則として自主防災組織の活動の地域内に居住し、防災に関する基礎的な知識や技術を身につけた者として当該自主防災組織が推薦したものの中から市長が委嘱するものとする。

２　市長は、次条の規定にかかわらず、防災リーダーが辞退を申し出たときその他適当と認めるときは委嘱を解くことができる。

（任期）

第３条　防災リーダーの任期は、３年とし、再任を妨げない。

２　防災リーダーが欠けたときの後任の防災リーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

（任務）

第４条　防災リーダーの任務は、次のとおりとする。

(1)　平常時においては、自主防災組織の育成を図るために、各種防災活動の取組の指導及び助言を行うこと。

(2)　災害時においては、自主防災組織の防災活動について協力、助言等を行うこと。

（育成）

第５条　市長は、防災リーダーの育成に努めるものとする。

（研修及び訓練）

第６条　防災リーダーは、市長が行う研修及び消火訓練、救出救護訓練その他の訓練に積極的に参加するものとする。

（庶務）

第７条　防災リーダーに関する庶務は、防災主管課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成23年（2011年）３月31日告示第17号）

この要綱は、平成23年（2011年）４月１日から施行する。

■資料－11　防災協定

1　自治体間の相互応援協定

	協　定	締　結　先	締結日	概　　要
1	水道災害相互応援に関する覚書	京都府、京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、久御山町、井手町、宇治田原町、大山崎町、精華町、与謝野町	平成6年10月１日	日本水道協会京都府支部の会員による災害並びに大規模断水等が発生した場合の応急給水と応急復旧の相互応援
2	城陽市・京田辺市消防相互応援協定	城陽市、京田辺市	平成4年12月１日	城陽市と井手町及び宇治田原町との境界付近で発生した火災・救急・救助事故の相互応援
3	宇治市・城陽市・久御山町消防相互応援協定	宇治市、城陽市、久御山町	平成18年8月1日	宇治市・城陽市・久御山町で発生した火災・救急・救助事故の相互応援
4	京都府広域消防相互応援協定	京都府内の各市町村及び各消防組合	令和2年4月1日	京都府内の市町村等が行う消防の相互応援
5	京都南部都市災害時相互応援協定	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町	平成22年4月1日	被災した市町が独自で応急対策及び復旧対策を実施できない場合の相互応援
6	城陽市・三朝町の相互応援協定	城陽市、三朝町	平成23年11月13日	被災した市町が独自で応急対策及び復旧対策を実施できない場合の相互応援
7	災害時等の応援に関する申し合わせ	城陽市、国土交通省近畿地方整備局	平成26年7月14日	情報の収集・提供、人材の派遣、災害用資機材等の貸し付け等に関する応援
8	災害時における施設使用に関する協定	京都府城陽警察署	平成27年12月11日	災害時における施設の使用に関する協定
9	城陽市・野々市市の相互応援協定	城陽市、野々市市	平成28年10月26日	被災した市町が独自で応急対策及び復旧対策を実施できない場合の相互応援
10	新名神高速道路消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、八幡市	平成29年4月30日	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線「城陽・八幡京田辺」間で発生した災害に係る相互応援
11	京奈和自動車道の消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、精華町、相楽中部消防組合消防本部	令和3年3月17日	京奈和自動車道において災害が発生した際の相互応援

2　城陽市が各種団体と結んでいる協定

	協　定	締　結　先	締結日	概　　要
1	ＬＰガスの供給に関する協定	城陽ＬＰガス協会	平成12年4月21日	避難所へのＬＰガスの供給
2	物資の供給に関する協定	株式会社サンフレッシュ	平成18年2月3日	食料品・生活用品を供給

	協　定	締　結　先	締結日	概　　要
3	応急工事等の協力に関する協定	城陽市防災対策委員会	平成18年10月30日	道路、河川等の公共施設の機能確保並びに災害の復旧工事への協力
4	飲料の提供等協力に関する協定	城陽市牛乳販売店組合	平成21年7月29日	市役所内に設置する自動販売機の飲料を提供
5	梅干の供給協力等に関する協定	青谷梅林振興協議会	平成21年7月29日	生活支援物資として梅干を供給
6	隊友会の協力に関する協定	公益社団法人 京都府隊友会城陽支部	平成23年3月11日	大規模な災害等から市民の生命と財産を守る活動への協力
7	エルピーガス等の供給に関する協定	一般社団法人 京都府ＬＰガス協会 宇治支部	平成23年3月23日	避難所へのエルピーガス等の供給
8	災害時における放送要請に関する協定	エフエム宇治放送株式会社	平成24年4月1日	災害時の住民への被害情報等の提供
9	物資の供給に関する協定	ＮＰＯ法人コメリ防災対策センター	平成26年4月30日	作業関係用品、日用品等の供給
10	災害時における災害救助犬及びセラピードックの出動に関する協定	認定ＮＰＯ法人 日本レスキュー協会	平成27年2月25日	災害時の被災者の捜索活動及び避難生活でのこころのケアに関する救助犬等の出動
11	京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの運用支援に関する協定	西日本電信電話株式会社京都支店、京都電子計算株式会社、ケーケーシー情報システム、京都府自治体情報化推進協議会、京都府	平成27年7月1日	被災者情報システムの円滑な運用により、迅速な、り災証明の発行及び被災者の生活再建を図る
12	災害対応型自動販売機設置に関する協定	コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社	平成29年1月1日	災害対応型自動販売機の設置
13	城陽市災害ボランティアセンター運営等に関する協定	社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会	平成27年7月2日	ボランティアセンター運営及びボランティア活動についての円滑な運用
14	災害時における外国人支援に関する協定	城陽市国際交流協会	平成29年4月17日	多言語支援センターの設置等による災害時における外国人の支援
15	災害時における避難のための施設の使用に関する協定	株式会社平和堂	平成29年5月1日	アル・プラザ城陽駐車場の指定緊急避難場所への指定
16	災害時における物資の保管等に係る協力に関する協定	京都やましろ農業協同組合	平成30年1月18日	物資の集積場所、荷役資機材の提供及び人員の派遣
17	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	日本電信電話株式会社	平成30年4月24日	災害時における避難者の通信の確保のための特設公衆電話の設置
18	災害時における支援に関する協定	城陽測量組合	平成30年12月24日	災害発生時における災害初期調査、被災者相談並びに被災家屋調査補助

	協　定	締　結　先	締結日	概　　要
19	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会	平成31年 2月5日	災害発生時におけるドローンによる情報収集や被災者の捜索・救助等の協力
20	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定	大阪ガスネットワーク株式会社	令和元年 11月18日	都市ガス復旧活動を行う活動拠点の使用に関する事項を事前に定め早期復旧を実施
21	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年 2月10日	災害発生時に市民に対し必要な情報を迅速に提供
22	応急作業等の協力に関する協定	一般社団法人城陽防災協会	令和2年 6月24日	道路、河川等の公共施設の機能確保並びに災害の復旧作業への協力
23	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	セッツカートン株式会社 Jパックス株式会社	令和2年 8月7日	災害時等における避難所への段ボールベッド等の供給
24	災害時等における物資供給等防災に関する協力協定	王子コンテナー株式会社大阪工場	令和2年 8月28日	災害時等における避難所への段ボールベッド等の供給
25	包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社	令和2年 10月6日	災害発生時における城陽市と城陽市内郵便局の相互協力
26	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	株式会社ロゴスコーポレーション	令和2年 10月16日	指定緊急避難場所だけでは不足する場合等における宿泊施設の提供
27	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	京都城陽環境組合	令和3年 6月1日	災害時における円滑な災害廃棄物の処理の協力
28	災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	城陽ドローン協会	令和3年 6月24日	無人航空機を活用した災害時等における現地の被災状況等の確認・情報収集活動並びに被災者の捜索または救助の支援
29	災害時における弾性ストッキングの提供協力に関する協定	福助株式会社	令和3年 11月17日	災害時等における避難所等への弾性ストッキングの提供
30	災害時における電動車両等の支援に関する協定	京都三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和3年 12月6日	災害発生時における電動車両等の貸与
31	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和4年 5月23日	災害時における支援物資の受入及び配送等の支援
32	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	関西電力送配電株式会社　京都支社　電力本部　伏見配電営業所	令和4年 9月1日	大規模災害時における早期の停電復旧等に関する相互連携
33	災害時における支援等協力に関する協定	京都山城白坂テクノパーク連絡協議会・井手町	令和5年 1月17日	災害発生時における場所の提供及び物資の提供等

	協　定	締　結　先	締結日	概　　要
34	災害時飲料の供給協力に関する協定	サントリー食品工業株式会社宇治川工場	令和6年3月1日	飲料を供給
35	大規模停電時における電力提供に関する協定	城南衛生管理組合	令和6年7月17日	大規模停電時における人工呼吸器等電動の医療機器を使用する等特に配慮を要する人達への電力提供等
36	災害時における物資供給に関する協定	スギホールディングス株式会社	令和7年11月11日	災害時における物資の供給
37	健康増進及び災害時支援に関する協定	大塚製薬株式会社	令和8年2月24日	災害時における支援並びに防災・減災に資する事業への物資の提供等

3　近隣市町と共同して各種団体と結んでいる協定

	協　定	締　結　先	締結日	概　　要
1	災害医療救護活動に関する協定	宇治久世医師会	平成9年3月25日	災害現場で医療活動が必要な場合に災害医療救護活動を実施
2	集団救急事故等に伴う医師等の協力に関する協定	宇治久世医師会	平成9年3月25日	集団救急事故等の現場における救急活動への医師等の協力
3	物資の供給に関する協定	株式会社ユタカファーマシー	平成23年4月1日	食料品、衣類、医薬品等生活用消耗品全般の供給
4	同上	イオンリテール株式会社	平成23年4月1日	食料品、衣類、医薬品等生活用消耗品全般の供給
5	飲料の供給等協力に関する協定	樋口鉱泉株式会社	平成23年4月1日	保有する飲料及び災害対応型自販機内の飲料の供給
6	飲料の供給等協力に関する協定	コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社	平成23年4月1日	保有する飲料及び災害対応型自販機内の飲料の供給
7	輸送車両提供の協力に関する協定	Ｆレンタリース株式会社	平成23年4月1日	応急対応や災害復旧に必要となる車両の提供
8	霊柩自動車輸送の協力に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	平成23年4月1日	霊柩自動車による輸送の協力
9	棺等葬祭用品の供給に関する協定	京都中央葬祭業協同組合	平成23年4月1日	棺等葬祭用品の供給
10	災害発生時における物資の供給に関する協定	株式会社平和堂	平成27年3月3日	食料品、衣類、医薬品等生活用消耗品全般の供給
11	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	宇治久世歯科医師会	平成27年8月14日	災害現場で医療活動が必要な場合に歯科医療救護活動を実施
12	災害時における薬剤医療救護活動に関する協定	城南薬剤師会	平成27年8月14日	災害現場で医療活動が必要な場合に薬剤医療救護活動を実施
13	大規模災害時における災害復旧支援に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和3年3月25日	被災した公共下水道施設の復旧支援

	協　定	締　結　先	締結日	概　　要
14	大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部	令和3年 3月25日	被災した公共下水道施設の査定業務支援

近隣市町　：１、２、11、12　宇治市、城陽市、久御山町

３～10　宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町

13、14　福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、和束町、精華町、京丹波町、与謝野町、京都府

4　福祉避難所協定

	協　定	締　結　先	締結日	概　　要
1	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人 城陽福祉会	平成24年 2月8日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
2	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人和光会 特別養護老人ホーム梅林園	平成24年 8月21日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
3	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人 本願寺龍谷会	平成24年 8月28日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
4	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人 南山城学園	平成25年 10月28日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
5	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	医療法人啓信会 介護老人保健施設萌木の村	平成30年 5月8日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
6	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人青谷学園 障害者支援施設青谷学園	平成30年 7月23日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの
7	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	社会福祉法人京都悠仁福祉会	令和7年 8月1日	災害発生時に、避難所において、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所を設置するもの

■資料－12　社会条件の概況

区　　分	状　　況
面積	32.71 ㎢
ＤＩＤ地区面積	7.21 ㎢
人口	74,607 人
ＤＩＤ地区人口	67,603 人
世帯数	30,438 世帯
高齢化率	34.0%

（令和 2 年　国勢調査結果）

■資料－13　防火地域の指定状況

区分	防火地域	準防火地域
面積	29ha	467ha

■資料－14　公園・緑地の整備状況　（令和８年２月１日現在）

種　別		名　称	面積（ha）	所　在　地
街区公園	1	久津川児童公園	0.23	平川野原 10 他 3
	2	指月児童公園	0.10	平川指月 63-1
	3	城陽団地第１児童公園	0.14	久世下大谷 6-290 他 1
	4	城陽団地第２児童公園	0.12	久世上大谷 110-23
	5	上大谷第１児童公園	0.22	久世上大谷 113-19
	6	深谷第１児童公園	0.14	寺田深谷 7-80
	7	深谷第２児童公園	0.11	寺田深谷 64-256
	8	深谷第３児童公園	0.19	寺田深谷 8-6
	9	宮ノ谷第１児童公園	0.15	寺田深谷 57-4
	10	大谷第１公園	0.87	寺田大谷 115-18 他 1
	11	北山田公園	0.10	寺田北山田 29-11
	12	高田児童公園	0.14	寺田高田 57
	13	庭井団地第１児童公園	0.11	寺田庭井 1-98
	14	寺田児童公園	0.12	寺田今堀 25
	15	寺田西児童公園	0.10	寺田大林 43-4
	16	高井第１児童公園	0.15	富野高井 60-168 他 1
	17	富野児童公園	0.10	富野東田部 70-5
	18	枇杷庄公園	0.28	枇杷庄大堀 138-1 他 2
	19	鍛治塚第１児童公園	0.10	平川鍛治塚 31-80
	20	宮ノ平第１児童公園	0.18	寺田宮ノ平 35-1
	21	宮ノ平第２児童公園	0.18	寺田宮ノ平 35-83
	22	青谷公園	0.17	奈島久保野 39-1 他 2
	23	深谷第３幼児公園	0.11	寺田深谷 7-155 他
	24	尼塚第９幼児公園	0.11	寺田尼塚 39-2
	25	青池公園	0.13	市辺北山 1-1 他６
	26	その他街区公園	5.65	市内　182 ヵ所
近隣公園	27	木津川河川敷運動公園	3.27	水主下外島 23-1 他
運動公園	28	城陽市総合運動公園	16.00	寺田奥山他
都市緑地	29	山城青谷駅前広場	0.08	市辺五島 88-8 他 2
	30	長池駅前広場Ⅰ	0.06	長池北裏 61-7
	31	富野荘駅前広場	0.07	枇杷庄鹿背田 51-30
	32	久津川駅前広場	0.06	平川東垣外 78-1
	33	桜づつみ寺田緑地	1.00	寺田北堤下の一部及び地先
	34	桜づつみ枇杷庄緑地	0.37	枇杷庄大堀及び島ノ宮の一部及び地先
	35	桜づつみ富野緑地	1.06	富野内川の一部及び地先
	36	桜づつみ水主緑地	1.80	水主大将軍の一部及び地先
	37	桜づつみ奈島緑地	1.75	奈島川原口、植田及び中嶋の一部及び地先

■資料－15　公共施設一覧表

●市の施設

＜保育所・幼稚園等＞

No.	施　設　名　称	所　　在　　地	電 話 番 号
1	富野幼稚園	富野南清水 30	52-1009
2	久津川保育園	平川大将軍 2	52-4864
3	久世保育園	久世芝ケ原 74-1	52-4369
4	鴻の巣保育園	寺田東ノ口 51-5	55-9191
5	今池保育園	富野高井 44-3	53-2800
6	青谷保育園	中樋ノ上 63-1	52-1039
7	久津川学童保育所	平川指月 1（久津川小学校内）	53-3900
8	古川学童保育所	上津屋境端 57（古川小学校内）	54-2487
9	久世学童保育所	久世芝ヶ原 143（久世小学校内）	55-4577
10	深谷学童保育所	寺田深谷 111-2（深谷小学校内）	54-2485
11	寺田学童保育所	寺田北山田 2（寺田小学校内）	52-4366
12	寺田西学童保育所	寺田西ノ口 65（寺田西小学校内）	54-2584
13	寺田南学童保育所	寺田新池 23-1（寺田南小学校内）	54-0707
14	今池学童保育所	寺田大畔 177-1（今池小学校内）	54-2956
15	富野学童保育所	富野堀口 2-1	54-2955
16	青谷学童保育所	中向河原 1（青谷小学校内）	54-2486

＜小・中学校＞

No.	施　設　名　称	所　　在　　地	電 話 番 号
1	城陽中学校	寺田北山田 35	52-2708
2	西城陽中学校	寺田乾出北 82	53-1600
3	南城陽中学校	観音堂巽畑 17-4	53-7009
4	東城陽中学校	久世上大谷 24	54-0407
5	北城陽中学校	平川長筬 33	55-1009
6	久津川小学校	平川指月 1	52-1703
7	古川小学校	上津屋境端 57	53-1500
8	久世小学校	久世芝ヶ原 143	52-3670
9	深谷小学校	寺田深谷 111-2	53-3200
10	寺田小学校	寺田北山田 2	52-2589
11	寺田南小学校	寺田新池 23-1	52-6800
12	寺田西小学校	寺田西ノ口 65	53-7005
13	今池小学校	寺田大畔 177-1	52-2402
14	富野小学校	富野堀口 1	52-0009
15	青谷小学校	中向河原 1	52-0040

＜その他の市立施設＞

No.	施　設　名　称	所　　在　　地	電 話 番 号
1	城陽市役所	寺田東ノ口 16･17	52-1111
2	城陽市消防本部 城陽市消防署	富野東田部 33	54-0113 54-0115 54-0116 54-0150
3	久津川消防分署	平川横道 29-1	56-1999
4	青谷消防分署	中樋ノ上 45-1	54-0119
5	城陽市上下水道部	平川広田 67	52-4801
6	学校給食センター	富野森山 39-3	52-2205
7	保健センター 休日急病診療所	富野久保田 1-1	55-1111 55-1112
8	福祉センター	寺田東ノ口 17	56-0909
9	文化パルク城陽 寺田コミュニティセンター 図書館 歴史民俗資料館	寺田今堀 1	55-1010 55-0010 53-4000 55-7611
10	北部コミュニティセンター	平川広田 67	55-1001
11	南部コミュニティセンター 働く女性の家 コミュニティ防災センター	富野東田部 70-1	55-1002
12	東部コミュニティセンター	寺田正道 152-1	55-7858
13	今池コミュニティセンター	枇杷庄知原 15-1	56-0525
14	青谷コミュニティセンター	市辺五島 7-82	53-8273
15	市民プール	久世荒内 149	55-6222
16	総合運動公園	寺田奥山 1	55-6222
17	プラムイン城陽	寺田大川原 24-4	58-0010
18	アイリスイン城陽	寺田大川原 26-8	55-7811
19	総合老人福祉センター陽寿苑	奈島川原口 20	55-1017
20	北部老人福祉センター陽和苑	平川大将軍２	52-9670
21	東部老人福祉センター陽東苑	久世芝ヶ原 131	53-3700
22	西部老人福祉センター陽幸苑	寺田乾出北 55	53-9393
23	ふたば園	久世北垣内 137-5	54-1966
24	久津川公民館	平川野原 88-1	54-1266
25	城陽団地水源地	久世下大谷 7	
26	第一浄水場	富野柏平 45-3	
27	第二浄水場	寺田大谷 103	
28	第三浄水場	平川広田 67	52-4801
29	衛生センター	寺田南堤下 1	53-1400
30	男女共同参画支援センターぱれっと JOYO	寺田林ノ口 11-114	54-7545
31	地域子育て支援センターひなたぼっこ	寺田深谷 16	55-9260

●府関係の施設

No.	施　設　名　称	所　　在　　地	電 話 番 号
1	城陽警察署	寺田庭井 25-1	53-0110
	久津川交番	平川指月 77-1	53-7300
	富野荘交番	富野南清水 46-1	53-7725
	青谷交番	中向河原 1	53-6666
	寺田交番	寺田高田 40-6	53-3323
2	城陽高等学校	寺田宮ノ平 1	52-6811
3	西城陽高等学校	枇杷庄京縄手 46-1	53-5455
4	京都府山城家畜保健衛生所	寺田北山田 31-47	52-2040
5	京都府立心身障害者福祉センター	中芦原	54-1400
6	京都府立城陽障害者高等技術専門校	中芦原 59	54-3600
7	京都府家庭支援総合センター城陽分室	中芦原	55-4119
8	京都府立心身障害者福祉センター体育館	中芦原	53-6644
9	京都府立城陽支援学校	中芦原 1-4	53-7100
10	京都府立木津川運動公園	富野北角 14-8	66-6022

●国関係の施設

No.	施　設　名　称	所　　在　　地	電 話 番 号
1	独立行政法人国立病院機構南京都病院	中芦原 11	52-0065

●その他の施設等

No.	施　設　名　称	所　　在　　地	電 話 番 号
1	ＪＲ長池駅	長池北裏 72	81-0028
2	ＪＲ山城青谷駅	市辺五島 88	81-0026
3	ＪＲ城陽駅	寺田林ノ口 7	81-0027
4	(公財)城陽市民余暇活動センター	寺田今掘 1	55-1010
5	城南土地開発公社	寺田東ノ口 16、17(市役所内)	52-3276
6	(一財)城陽山砂利採取地整備公社	寺田水度坂 130（鴻の巣会館内）	55-9506
7	城南衛生管理組合クリーン21 長谷山	富野長谷山 1-270	52-3581
8	城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山	富野長谷山 1-270	53-3581
9	城南衛生管理組合クリーンパーク折居	宇治市宇治折居 18	20-4799
10	城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山	久御山町佐古梶石 1-3	28-5353
11	城南衛生管理組合クリーンピア沢	八幡市八幡沢 1	075-631-5174
12	寺田財産区管理会	寺田水度坂 130（鴻の巣会館内）	52-0826
13	京都文教短期大学付属 家政城陽幼稚園	久世下大谷 6	52-1542
14	平川幼稚園	平川大将軍 77-3	53-1288
15	白鳥幼稚園	寺田水度坂 15-105	54-2800
16	芽生え幼稚園	寺田大谷 126-2	54-1288
17	佐伯幼稚園	寺田今橋 68	52-3669
18	青谷聖家族幼稚園	中向河原 11	53-9303
19	せいじん保育園	富野西田部 64-1	53-1300
20	くぬぎ保育園	寺田庭井 36-4	52-1662
21	清心保育園	富野荒見田 4	55-0230
22	里の西保育園	久世里ノ西 66-1	55-0243
23	しいの木保育園	寺田林ノ口 11-114	54-7556
24	青少年野外活動総合センター	寺田南中芝 80	53-3566
25	(福)城陽市社会福祉協議会	寺田東ノ口 17	56-0909
26	(公社)城陽市シルバー人材センター	寺田水度坂 130（鴻の巣会館内）	52-9486
27	郵便局（株）城陽郵便局 郵便事業（株）城陽支店	寺田袋尻 27-2	52-3115 52-0693
28	平川郵便局	平川横道 53-4	53-9917
29	寺田郵便局	寺田中大小 110	53-9918
30	今堀郵便局	寺田今堀 72-29	52-8856
31	長池郵便局	長池北清水 20-2	53-9915

No.	施　設　名　称	所　　在　　地	電 話 番 号
32	富野郵便局	富野西垣内 15-2	53-9966
33	青谷郵便局	市辺小梨間 91	53-9916
34	平川西郵便局	平川中道表 31-5	54-1700
35	深谷郵便局	寺田深谷 23-2	53-6727
36	京都郵便局	寺田塚本 77-6	41-0029

■資料－16　文化財一覧（令和８年２月１日現在）

●国指定・登録文化財

名　　称	所　在　地	対象物件・特色	時　　代
木造薬師如来立像 （阿弥陀寺）	京都市東山区（京都国立博物館寄託）	一木造　像高 95cm	平安時代
久世神社本殿	久世芝ヶ原	一間社流造	室町時代
水度神社本殿	寺田水度坂	一間社流造　附棟札 8 枚	室町時代
荒見神社本殿	富野荒見田	三間社流造　附棟札 3 枚	江戸時代初期
芝ヶ原古墳出土品一括	寺田今堀（歴史民俗資料館保管）	青銅製銅釧 2 点他	古墳時代初期
木造阿弥陀如来立像 （極楽寺）	富野南垣内	一木造　像高 79.5 ㎝ 像内より四種類の文書を発見	鎌倉時代
近藤家住宅主屋 離れ座敷	寺田乾出北	主屋は最初期の瓦葺農家 離れ座敷は数奇屋風書院造り	江戸時代後期
堀家住宅主屋・離れ座敷・乾蔵・古蔵・東蔵・南蔵及び南蔵座敷・長屋門	寺田中大小	近世の伝統的な農家建築形式	江戸時代中期～近代

●史　跡

名　　称	所　在　地	対象物件・特色	時　　代
正道官衙遺跡	寺田正道	官衙(役所跡)、古墳時代住居跡 昭和 49 年史跡指定	古墳時代～奈良時代
平川廃寺跡	平川古宮	法隆寺式古代寺院跡 昭和 50 年史跡指定	奈良時代後期～平安時代
森山遺跡	富野森山	縄文､古墳時代集落 昭和 53 年史跡指定	縄文時代後期～古墳時代
久津川古墳群 久津川車塚古墳 丸塚古墳 芭蕉塚古墳 久世小学校古墳	平川車塚 平川車塚 平川茶屋裏 久世芝ヶ原	久津川古墳群の代表的古墳 昭和 54 年史跡指定 平成 28 年追加指定及び名称変更	古墳時代中期
芝ヶ原古墳	寺田大谷	出現期の古墳として重要 平成元年史跡指定	古墳時代初期
久世廃寺跡	久世芝ヶ原	久世神社境内地に塔跡・金堂跡･講堂跡が土壇として残っている、平成 19 年史跡指定	奈良時代前半～11 世紀前半

●府指定・登録文化財

名　　称	所　在　地	対象物件・特色	時　　代
※天満神社本殿	市辺城下	本殿指定文化財　附棟札 10 枚	江戸時代初期
※旦椋神社本殿	観音堂甲畑	本殿指定文化財	江戸時代初期
※御霊社 （荒見神社境内）	富野荒見田	登録文化財　附棟札 8 枚	桃山時代
※平井神社本殿	平川東垣外	登録文化財 一間社流造　鉄板葺 附板札 1 枚　棟札 6 枚	江戸時代初期

名　　称	所　在　地	対象物件・特色	時　　代
末社若宮八幡社本殿	平川東垣外	一間社流造　鉄板葺	江戸時代初期
鳥居(平井神社境内)	平川東垣外	石造明神鳥居	江戸時代初期
木造地蔵菩薩坐像 （念仏寺）	寺田北東西	指定文化財 寄木造 像高137.8cm	平安時代初期
旅篭松屋関係資料	長池北清水	登録文化財	江戸時代～明治時代
おかげ踊り図絵馬 （水度神社）	寺田水度坂	文政 13 年 11 月の踊りの情景を描く。裏面に経過を記す。	江戸時代後期
おかげ踊り図絵馬 （中天満神社）	寺田今堀 （歴史民俗資料館寄託）	慶応３年の踊りの情景を描く。	江戸時代末期

（注）※印　文化財環境保全地区

●市指定文化財

名　　称	所　在　地	対象物件・特色	時　　代
谷口家文書	寺田今堀（歴史民俗資料館寄託）	大工関係を中心とした文書126点	江戸時代初期～明治時代初期
芭蕉塚古墳	平川茶屋裏	前方後円墳	古墳時代中期
天満宮社本殿	枇杷庄大堀	三間社流造 鉄板葺 附棟札３枚	江戸時代初期
三縁寺大門	寺田中大小	一間一戸向唐門　桟瓦葺	桃山時代（推定）
木造天部半跏像 （万福寺）	久世南垣内	一木造　像総高　70.3cm	平安時代後期
木造天部形立像 （長光寺）	寺田北東西	一木造　像高　127.5cm	平安時代後期
鉄湯釜 （水度神社）	寺田水度坂	鋳鉄製　口径　36.0cm 高さ　38.8cm（現状）	室町時代
上田氏旧記	寺田北東西	507 項目にわたる村の記録	江戸時代中期
上大谷古墳群十基 附移築 17 号墳 横穴式石室	久世上大谷	4 世紀半～7 世紀の 10 基の古墳	古墳時代
脱活乾漆造菩薩形立像 （三縁寺）	寺田中大小	脱活乾漆造　像高　73.9cm	奈良時代
宝篋印塔五基 （深広寺）	奈島久保野	花崗岩製　5 基	鎌倉時代後期
中島家資料	寺田今堀（歴史民俗資料館寄託）	2,435 点の神職家資料	江戸時代～昭和時代
枇杷庄オンマカ風呂 及び関連資料	寺田大畔(城陽市保管)	城州一心講の風呂小屋等資料	近現代
木造阿弥陀如来坐像 （阿弥陀寺）	枇杷庄大堀	寄木造　像高　86.2cm	鎌倉時代
木造大将軍神像 十九躯（旦椋神社）	寺田今堀（歴史民俗資料館寄託）	一木造　像高　12.5～19.1cm	平安時代後期

名　　称	所　在　地	対象物件・特色	時　　代
木造阿弥陀如来立像（長光寺）	寺田北東西	一木造　像高　70.2cm	平安時代前期
木造阿弥陀如来立像（念仏寺）	寺田今堀（歴史民俗資料館寄託）	一木造　像高　49.2cm	平安時代後期
木造阿弥陀如来立像（念仏寺）	寺田北東西	一木造　像高 82.9cm	鎌倉時代
初寅の山の神まつり	中地区	無形民俗文化財	江戸時代から
荒見神社神門･透垣･中門	富野荒見田	一間薬医門、桟瓦葺透垣、切妻造桧皮葺一間棟門以上三棟	江戸時代中・後期
芝ヶ原11号墳出土品	寺田今堀（歴史民俗資料館保管）	出土品一括（三角縁神獣鏡ほか）	３世紀代
木造阿弥陀如来立像（長光寺）	寺田北東西	一木造　像高　96.2cm	平安時代後期
水主神社本殿	水主宮馬場	一間社流造　檜皮葺	江戸時代後期
木造阿弥陀如来立像（正行寺）	富野堀口	一木造　像高 98.4 cm 像内より四種類の文書を発見	鎌倉時代
上大谷古墳群出土銅鏡３面	寺田今堀（歴史民俗資料館保管）	き鳳鏡、飛禽文鏡、だ龍鏡	２～５世紀
大般若経全六〇一巻経箱７箱（水度神社）	寺田水度坂	大般若経全六〇一巻と経箱七箱	鎌倉時代前期～ 江戸時代中期
虎図蒔絵絵馬（森山地蔵堂）	寺田今堀（歴史民俗資料館寄託）	縦 62.8cm、横 76.3cm 杉または檜製	江戸時代初期
黒土１号墳（中天満神社）	中黒土	径 30m の円墳、横穴式石室全長約 9.5m	古墳時代後期
家造作願書　一巻（上田直彦）	久世南垣内	寺田村農民の様子を知る貴重な史料	江戸時代中期
黒土１号墳出土品一括	上津屋境端（古川小学校内、文化財資料室保管）	須恵器　土師器　金属製品 石棺片　白雲母片　ガラス玉片　埴輪片など一括	古墳時代後期
平川廃寺出土塑像一括（158 点）	上津屋鏡端（古川小学校内、文化財資料室保管）	頭髪片、衣片、指片、鼻片、筋肉の膨らみを露わにした関節を含んだ断片、装身具片等	奈良時代
狛犬（2 点）（水主神社）	寺田今堀（歴史民俗資料館寄託）	鎌倉時代前期の墨書銘がある洲浜座をもつ木製の狛犬２点	本体：近世 洲浜座：鎌倉時代前期
蓮開寺春まつり	平川地区	無形民俗文化財	江戸時代から

名　　称	所　在　地	対象物件・特色	時　　代
寺田石棺仏	寺田大谷（史跡芝ヶ原古墳整備地）	古墳の石棺を転用し地蔵菩薩坐像を浮彫りした石棺仏	鎌倉時代中期～後期初頭

■資料－17　防災地区の設定

（令和７年４月１日現在）

防災地区	該当消防分団	世帯数 （世帯）	人　口 （人）
久津川小学校区	久津川分団	3,697	7,212
古川小学校区	久津川分団	2,802	5,587
久世小学校区	久世分団	4,202	9,419
深谷小学校区	久世分団	3,090	6,333
寺田小学校区	寺田分団	4,317	9,042
寺田南小学校区	寺田分団	2,955	6,285
寺田西小学校区	今池分団	3,831	7,807
今池小学校区	今池分団	3,823	7,331
富野小学校区	富野荘分団	4,461	9,241
青谷小学校区	青谷分団	2,318	4,793

■資料－18　防火対象物一覧

対象物区分＼地区名		久津川	久世	寺田	今池	富野	青谷	計
1-ｲ	演芸場・観覧場			1				1
1-ﾛ	公会堂・集会場	1	3	5	1	3		13
2-ﾛ	遊技場			2		1		3
3-ｲ	待合・料理店			1				1
3-ﾛ	飲食店	2	10	9	5	4	1	31
4	マーケット	16	10	17	5	12	6	66
5-ｲ	旅館・ホテル	3	1	2		1	2	9
5-ﾛ	寄宿舎・共同住宅	89	39	93	77	77	7	382
6-ｲ	病院・診療所	4	9	11	6	1	3	34
6-ﾛ	福祉施設(入居施設)	4	5	5	2	8	4	28
6-ﾊ	保育所､デイサービス	5	6	9	8	5	7	40
6-ﾆ	幼稚園・特別支援学校	1	2	1	1	1	2	8
7	各種学校	3	3	4	4	2	1	17
9-ﾛ	公衆浴場			1			1	2
10	駅舎	1		2		2	1	6
11	神社・寺院	5	2	9	2	5	6	29
12-ｲ	工場・作業所	51	12	18	12	28	49	170
13-ｲ	車庫・駐車場				1			1
14	倉庫	10	6	3	4	8	12	43
15	前各項に該当しない	12	10	29	12	17	10	90
16-ｲ	特定を含む複合	20	2	33	7	22	12	96
16-ﾛ	特定を含まない複合	9	3	7	7	10	5	41
17	重要文化財	1	1	2	2	2	1	9
計		237	124	264	156	209	130	1,120

（令和８年１月現在）

■資料－19　消防水利の状況　　（令和８年１月現在）

地区			久津川		久世		寺田		今池		富野		青谷		合計
種別			公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	
防火水槽	20㎥未満				2 (1)	3 (1)	1	6	2	1	3	1	8	4	31 (2)
	20㎥以上 40㎥未満		14 (1)	10 (3)	14 (6)	6 (4)	18 (7)	18 (7)	14 (4)	8 (5)	14 (3)	10 (4)	7 (1)	7 (3)	140 (48)
	40㎥以上		26 (8)	9 (5)	64 (22)	3 (2)	45 (25)	3 (1)	30 (9)	6 (5)	36 (10)	15 (9)	16 (13)	12 (4)	265 (113)
	計		40 (9)	19 (8)	80 (29)	12 (7)	64 (32)	27 (8)	46 (13)	15 (10)	53 (13)	26 (13)	31 (14)	23 (7)	436 (163)
その他水利	プール		4		3	2	3	1	4	1	2	1	1	1	23
	池				1	4				1		1		2	9
	その他			3		5		7		2	1	11		5	34
	計		4	3	4	11	3	8	4	4	3	13	1	8	66
合計			66		107		102		69		95		63		502
消火栓	公設	総数	248		364		307		278		278		168		1,643
		~~基準数~~	230		350		301		273		266		157		1,577
	私設	総数			4						5		14		23
		~~基準数~~			1						2				3

※（　）の数字は耐震性防火水槽数

■資料－20　消防車両等の現況　　（令和８年１月現在）

署／分団 保有車両	消防本部・署	久津川分署	青谷分署	消防団							計
				団本部	久津川分団	久世分団	寺田分団	今池分団	富野荘分団	青谷分団	
消防ポンプ自動車	2	1	1								4
水槽付消防ポンプ自動車	1		1								2
はしご付消防自動車	1										1
救助工作車	1										1
指揮車	1			1							2
指令車	1										1
資機材搬送車	2	1	1								4
救急自動車	1	1	1								3
広報車	1										1
査察車	1										1
総務連絡車	1										1
救急啓発車	1										1
小型動力ポンプ付積載車					1	1	1	1	1	1	6
小型動力ポンプ		1	1		4	2	3	3	4	5	23
バイク	2	1	1								4
消防ポンプ自動車（非常用）	1										1
救急自動車（非常用）	1										1

■資料－21　消防無線設置状況

区分	設　置　場　所	電力	呼　出　名　称	保有局数波
基地局	消防本部	5w	じょうしょう　ほんぶ	1～6
移動局	本署　　指令　　1号車	5w	〃　　しれい　　1	1～12
〃	〃　　指揮　　1号車	10w	〃　　しき　　1	1～12
〃	〃　　ポンプ　　1号車	5w	〃　　ぽんぷ　　1	1～12
〃	〃　　ポンプ　　2号車	5w	〃　　ぽんぷ　　2	1～12
〃	〃　　ポンプ　　3号車	5w	〃　　ぽんぷ　　3	1～12
〃	〃　　タンク　　1号車	5w	〃　　たんく　　1	1～12
〃	〃　　梯子　　1号車	5w	〃　　はしご　　1	1～12
〃	〃　　救助　　1号車	5w	〃　　きゅうじょ　　1	1～12
〃	〃　　救急　　1号車	5w	〃　　きゅうきゅう　　1	1～12
〃	〃　　救急　　2号車	5w	〃　　きゅうきゅう　　2	1～12
〃	〃　　救急　　3号車	5w	〃　　きゅうきゅう　　3	1～12
〃	〃　　資機材搬送　1号車	10w	〃　　はんそう　　1	1～12
〃	〃　　資機材搬送　2号車	5w	〃　　はんそう　　2	1～12
〃	〃　　査察車	5w	〃　　ささつ　　1	1～12
〃	青谷　　ポンプ　　1号車	5w	〃　　あおだにぽんぷ　　1	1～12
〃	〃　　タンク　　1号車	5w	〃　　あおだにたんく　　1	1～12
〃	〃　　救急　　1号車	5w	〃　　あおだにきゅうきゅう　　1	1～12
〃	〃　　資機材搬送　1号車	5w	〃　　あおだにはんそう　　1	1～12
〃	久津川　ポンプ　　1号車	5w	〃　　くつかわぽんぷ　　1	1～12
〃	〃　　救急　　1号車	10w	〃　　くつかわきゅうきゅう　　1	1～12
〃	〃　　資機材搬送　1号車	5w	〃　　くつかわはんそう　　1	1～12
〃	消防長（災害対策本部）	2w	じょうしょう　　10	1～12
〃	本署　　署長	2w	〃　　20	1～12
〃	〃　　中隊長	2w	〃　　30	1～12
〃	〃　　指揮隊長	5w	〃　　しき　　101	1～12
〃	〃　　指揮隊	5w	〃　　しき　　102	1～12
〃	〃　　指揮隊	5w	〃　　しき　　103	1～12
〃	〃　　ポンプ１号車小隊長	2w	〃　　101	1～12
〃	〃　　ポンプ２号車小隊長	2w	〃　　201	1～12
〃	〃　　非常招集隊	2w	〃　　301	1～12
〃	〃　　非常招集隊	2w	〃　　302	1～12
〃	〃　　第１小隊員	2w	〃　　102	1～12
〃	〃　　第２小隊員	2w	〃　　202	1～12
〃	〃　　救急１号車小隊長	2w	〃　　きゅうきゅう　　101	1～12
〃	〃　　救急２号車小隊長	2w	〃　　きゅうきゅう　　201	1～12
〃	〃　　予備	2w	〃　　01	1～12
〃	〃　　予備	2w	〃　　02	1～12
〃	青谷　　事務所	5w	〃　　あおだにぶんしょ	1～12
〃	〃　　分署長	2w	〃　　あおだに　　10	1～12
〃	〃　　ポンプ車小隊長	2w	〃　　あおだに　　101	1～12
〃	〃　　ポンプ車小隊員	2w	〃　　あおだに　　102	1～12
〃	〃　　救急車小隊長	2w	〃　　あおだにきゅうきゅう　　101	1～12
〃	久津川　事務所	5w	〃　　くつかわぶんしょ	1～12

区分	設　置　場　所	電力	呼　出　名　称	保有局数波
〃	〃　分署長	2W	〃　くつかわ　10	1～12
〃	〃　ポンプ車小隊長	2W	〃　くつかわ　101	1～12
〃	〃　ポンプ車小隊員	2W	〃　くつかわ　102	1～12
〃	〃　救急車小隊長	2W	じょうしょう　くつかわきゅうきゅう　101	1～12

（令和８年１月現在）

（注）
1波　活動波１
2波　活動波２
3波　主運用波
4波　統制波１
5波　統制波２
6波　統制波３
7波　主運用波２
8波　主運用波３
9波　主運用波４
10波　主運用波５
11波　主運用波６
12波　主運用波７

■資料－22　危険物施設一覧　　（令和８年１月現在）

地区別 / 施設区分	久津川	久世	寺田	今池	富野	青谷	計
製造所		1					1
屋内貯蔵所	11	3	5		4	3	26
屋外タンク貯蔵所		8					8
屋内タンク貯蔵所	2		1		1		4
地下タンク貯蔵所	1	2	3	2	3	8	19
移動タンク貯蔵所					4	1	5
屋外貯蔵所				1			1
給油取扱所	3	2	4	3	4	9	25
一般取扱所	4	1		1	3	2	11
計 （事業所数）	21 (10)	17 (4)	13 (10)	7 (5)	20 (13)	23 (16)	100 (57)

■資料－23　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

（土砂災害警戒区域）

番号	区 域 名	区域番号	所 在 地	自然現象
1	富野Ａ	き 1003	城陽市富野	急傾斜地の崩壊
2	富野Ｂ	き 1003－2	城陽市富野	急傾斜地の崩壊
3	寺田１	新き 1001	城陽市寺田	土石流
4	寺田２	新き 2002	城陽市寺田	土石流
5	寺田Ａ	き 1003－3	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
6	寺田Ｂ	き 1003－4	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
7	寺田Ｃ	き 1003－5	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
8	長池Ａ	き 2002	城陽市長池	急傾斜地の崩壊
9	観音堂Ａ	き 2002－2	城陽市観音堂	急傾斜地の崩壊
10	中Ａ	き 2002－3	城陽市中	急傾斜地の崩壊
11	中Ｂ	き 2002－4	城陽市中	急傾斜地の崩壊
12	中Ｃ	き 2002－5	城陽市中	急傾斜地の崩壊
13	中Ｄ	き 2002－6	城陽市中	急傾斜地の崩壊
14	中Ｅ	き 2002－7	城陽市中	急傾斜地の崩壊
15	市辺１	き 501	城陽市市辺	土石流
16	市辺２	新き 1002	城陽市市辺	土石流
17	市辺Ａ	き 2002－8	城陽市市辺	急傾斜地の崩壊
18	市辺Ｂ	き 2002－9	城陽市市辺	急傾斜地の崩壊

（土砂災害特別警戒区域）

番号	区 域 名	区域番号	所 在 地	自然現象
1	富野Ａ	き 1003	城陽市富野	急傾斜地の崩壊
2	富野Ｂ	き 1003－2	城陽市富野	急傾斜地の崩壊
3	寺田Ａ	き 1003－3	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
4	寺田Ｂ	き 1003－4	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
5	寺田Ｃ	き 1003－5	城陽市寺田	急傾斜地の崩壊
6	長池Ａ	き 2002	城陽市長池	急傾斜地の崩壊
7	観音堂Ａ	き 2002－2	城陽市観音堂	急傾斜地の崩壊
8	中Ａ	き 2002－3	城陽市中	急傾斜地の崩壊
9	中Ｂ	き 2002－4	城陽市中	急傾斜地の崩壊
10	中Ｃ	き 2002－5	城陽市中	急傾斜地の崩壊
11	中Ｄ	き 2002－6	城陽市中	急傾斜地の崩壊
12	中Ｅ	き 2002－7	城陽市中	急傾斜地の崩壊
13	市辺１	き 501	城陽市市辺	土石流
14	市辺Ａ	き 2002－8	城陽市市辺	急傾斜地の崩壊
15	市辺Ｂ	き 2002－9	城陽市市辺	急傾斜地の崩壊

■資料－24　防災備蓄品一覧　　（令和８年４月現在）

区分	施設／品名	久津川小学校	古川小学校	久世小学校	深谷小学校	寺田小学校	寺田南小学校	寺田西小学校	今池小学校	富野小学校	青谷小学校	南部コミセン	城陽中学校	南城陽中学校	その他	合計
食糧	エマージェンシークッキー	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	10,000	300	300	1,200	14,800
	白がゆ											7,400				7,400
	液体ミルク											576				576
	飲料水（500ｍｌ）	312	312	312	312	312	312	312	312	312	312	29,183	300	300	1,200	34,103
生活必需品	テント	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3	2	3			37
	毛布	1,580	300	300	1,030	300	300	300	300	300	300	130	1,800	280	1,240	8,460
	冷風扇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	6	30
	ろ水機	1	1	1	1	1	1	1	1		1			1		10
	発電機	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	14	1		5	33
	投光機	2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	10	7			35
	バルーンライト投光機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					10
	コードリール	6	3	3	4	4	2	1	2	2	4	6	2			39
	強力ライト	10	10	10	9	10	10		10	10	10		10			99
	ガス炊飯器	3							3			30				36
	ガスコンロ	10	5	6	9	9	5	5	10	6	6	47	10			128
	炊出用鍋	4	2	5	4	2	5		2	2	2	20	2			50
	やかん	2	2		2	2		2	2	2	2		2			18
	燃料携帯缶	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2			22
	燃料混合容器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1			11
	ブルーシート	61	58	53	66	53	57	40	64	62	51		60		60	685
	仮設トイレ	6	4	4	4	6	4	8	6		4	15		4		65
	マンホールトイレ														10	10
	簡易ﾄｲﾚﾀﾞﾎﾞｰﾙ式			40	60		40		20			10		40		170
	トイレパック（凝固剤）				10,000							7,500				17,500
	非常用飲料水袋	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	800				5,800
	哺乳瓶(使い捨て)											576				576
	大人用おむつ											1,092				1,092
	子ども用おむつ											2,272				2,272
	生理用品											1,720				1,720
	トイレットペーパー											432				432
	間仕切りテント パーティション	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	100	2	2	24	148
	簡易ベッド											80			20	100
救助機具	メガホン	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2			22
	災害救助セット	8	8	2	8	8	8	7	8		8		8			73
	チェンソー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1		1	12
	救助ﾛｰﾌﾟ（100m）	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1		2	1		14
	バール	10	10	10	10	10	10	9	10	10	10		10			109
	オノ	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3		2			30
	スコップ	20	20	37	20	23	20	10	20	20	20		20			230
	ツルハシ	10	10	10	6	10	10	10	10	10	10		10			106
	ノコギリ	5	5	5	5	5	8	6	5	5	5		5			59
	ナタ	5	5	3	2	5	5	5	4	5	5		4			48
	カマ	5	5	10		4		5	5	5	5		5			49
	ジャッキ（車用）	10	8	10	59	10	10	18	16	9	10		9			169
	一輪車	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2			22
	消火バケツ	50	57	50	53	50	47	47	50	50	50		30			534
	担架	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2		2			24

■資料－25　消防本部水防資器材一覧

品名＼倉庫名		青谷川	消防本部	上津屋	寺田	水主	枕杷庄	西富野	東富野	奈島	合計
資材	杭 3.0m 以上	168		64	166	139	128	180	108	166	1,119
	杭 3.0m 未満	1,010	45	285	248	234	490	200	174	334	3,020
	鉄杭						60				60
	麻袋等			125			50	40	20		235
	フレコン	2,000	8,000	3,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	20,000
	むしろ	150		40	45	20	20	50	20	10	355
	縄		4	5	10	18	3	12	3	5	60
	番線 kg	50	540	30	30	60	50	30	20		810
	予備土 ㎥			50			35		50		135
器材	鋸	6	6		2	2	2	2	5	2	27
	なた等	6	6	2		1			3	1	19
	鎌	12	12	4		4	15		4	2	53
	鍬	12	12				5	1	5	2	37
	鶴はし	6	6	3		3			5		23
	剣先スコップ	30	30	20	15	15	70	15	20	15	230
	蛸槌	6	6	1	4		14	3	4	3	41
	掛矢	12	12	7	7	7	30	7	7	7	96
	クリッパ	6	6		2	1		1	1	1	18
	金槌	6	6		2	1		1	1	1	18
	皿籠			9	8	2	20	3	5	3	50
	一輪車	12	12	1		1	1		1	1	29
	水中ポンプ		12								12
	発電機		12								12
	防水シート		12								12
	ブルーシート		300								300
	投光器		12								12
	コンパネ		60								60
	救命ボート		2								2
	救命胴衣		10								10
	シノ		18								18

（令和８年１月現在）

■資料－26　城陽市防災無線設置状況

種別	設置場所	設置場所	識別信号
統制台（LCD付）	城陽市役所	京都府城陽市寺田東ノ口16、17	
遠隔制御器（統制機能付き）	城陽市役所	京都府城陽市寺田東ノ口16、17	
基地局無線装置	城陽市役所	京都府城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　さいがいたいさくほんぶ
半固定型電源無線装置	久津川小学校	城陽市平川指月1	ぼうさい　くつかわしょうがっこう
	久津川保育園	城陽市平川大将軍2	ぼうさい　くつかわほいくえん
	北部老人福祉センター（陽和苑）	城陽市平川大将軍2	ぼうさい　ようわえん
	私立平川幼稚園	城陽市平川大将軍77-3	ぼうさい　ひらかわようちえん
	古川小学校	城陽市上津屋境端57	ぼうさい　ふるかわしょうがっこう
	北城陽中学校	城陽市平川長筬33	ぼうさい　きたじょうようちゅうがっこう
	城陽市上下水道部	城陽市平川広田67	ぼうさい　じょうげすいどうぶ
	北部コミュニティセンター	城陽市平川広田67	ぼうさい　ほくぶこみせん
	私立里の西保育園	城陽市久世里ノ西66-1	ぼうさい　さとのにしほいくえん
	久世小学校	城陽市久世芝ヶ原143	ぼうさい　くせしょうがっこう
	久世保育園	城陽市久世芝ヶ原74-1	ぼうさい　くせほいくえん
	東部コミュニティセンター	城陽市寺田正道152-1	ぼうさい　とうぶこみせん
	東部老人福祉センター（陽東苑）	城陽市久世芝ヶ原131	ぼうさい　ようとうえん
	深谷小学校	城陽市寺田深谷111-2	ぼうさい　ふかたにしょうがっこう
	東城陽中学校	城陽市久世上大谷24	ぼうさい　ひがしじょうようちゅうがっこう
	地域子育て支援センター	城陽市寺田深谷16	ぼうさい　ひなたぼっこ
	寺田小学校	城陽市寺田北山田2	ぼうさい　てらだしょうがっこう
	城陽中学校	城陽市寺田北山田 35	ぼうさい　じょうようちゅうがっこう
	京都府立城陽高等学校	城陽市寺田宮ノ平1	ぼうさい　じょうようこうこう
	男女共同参画支援センター	城陽市寺田林ノ口 11-114	ぼうさい　ぱれっとじょうよう
	寺田南小学校	城陽市寺田新池 23-1	ぼうさい　てらだみなみしょうがっこう
	鴻の巣会館	城陽市寺田水度坂130	ぼうさい　こうのすかいかん
	私立くぬぎ保育園	城陽市寺田庭井36-4	ぼうさい　くぬぎほいくえん
	市民体育館	城陽市寺田奥山1	ぼうさい　しみんたいいくかん
	文化パルク城陽	城陽市寺田今堀1	ぼうさい　ぶんかぱるくじょうよう
	鴻の巣保育園	城陽市寺田東ノ口 51-5	ぼうさい　こうのすほいくえん
	寺田西小学校	城陽市寺田西ノ口 65	ぼうさい　てらだにししょうがっこう
	西城陽中学校	城陽市寺田乾出北82	ぼうさい　にしじょうようちゅうがっこう
	私立佐伯幼稚園	城陽市寺田今橋68	ぼうさい　さえきようちえん
	西部老人福祉センター（陽幸苑）	城陽市寺田乾出北55	ぼうさい　ようこうえん
	今池小学校	城陽市寺田大畔177-1	ぼうさい　いまいけしょうがっこう
	今池保育園	城陽市富野高井44-3	ぼうさい　いまいけほいくえん
	京都府立西城陽高等学校	城陽市枇杷庄京縄手46-1	ぼうさい　にしじょうようこうこう
	今池コミュニティセンター	城陽市枇杷庄知原15-1	ぼうさい　いまいけこみせん
	富野小学校	城陽市富野堀口1	ぼうさい　とのしょうがっこう
	南城陽中学校	城陽市観音堂巽畑17-4	ぼうさい　みなみじょうようちゅうがっこう
	南部コミュニティセンター	城陽市富野東田部70-1	ぼうさい　なんぶこみせん
	（公財）青少年野外活動総合センター	城陽市寺田南中芝80	ぼうさい　ゆうあいのおか
	私立清心保育園	城陽市富野荒見田4	ぼうさい　せいしんほいくえん
	私立せいじん保育園	城陽市富野西田部64-1	ぼうさい　せいじんほいくえん

種別	設置場所	設置場所	識別信号
半固定型電源無線装置	保健センター	城陽市富野久保田1-1	ぼうさい　ほけんせんたー
	青谷小学校	城陽市中向河原1	ぼうさい　あおだにしょうがっこう
	総合老人福祉センター（陽寿苑）	城陽市奈島川原口 20	ぼうさい　ようじゅえん
	京都府立心身障害者福祉センター体育館	城陽市中芦原	ぼうさい　しんしょうせんたー
	青谷保育園	城陽市中樋ノ上63-1	ぼうさい　あおだにほいくえん
	青谷コミュニティセンター	城陽市市辺五島7-82	ぼうさい　あおだにこみせん
	城陽市消防本部	城陽市富野東田部33	ぼうさい　じょうしょうほんぶ
	久津川消防分署	城陽市平川横道29-1	ぼうさい　くつかわしょうぼうぶんしょ
	青谷消防分署	城陽市中樋ノ上45-1	ぼうさい　あおだにしょうぼうぶんしょ
	城陽警察署	城陽市寺田庭井25-1	ぼうさい　じょうようけいさつしょ
	自衛隊大久保駐屯地	宇治市広野町風呂垣外1-1	ぼうさい　おおくぼじえいたい
	京都きづ川病院	城陽市平川西六反26-1	ぼうさい　きょうときづがわびょういん
	南京都病院	城陽市中芦原11	ぼうさい　みなみきょうとびょういん
	福祉センター（城陽市社協・災害VC）	城陽市寺田東ノ口17	ぼうさい　ふくしせんたー
	学校給食センター	城陽市富野森山 39-3	ぼうさい　きゅうしょくせんたー
	衛生センター	城陽市寺田南堤下1	ぼうさい　えいせいせんたー
携帯型無線装置	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう01
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう02
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう03
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう04
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう05
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう06
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう07
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう08
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう09
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう10
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう11
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう12
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう13
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう14
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう15
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう16
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう17
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう18
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう19
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう20
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう21
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう22
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう23
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう24
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう25
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう26
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう27
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう28

種別	設置場所	設置場所	識別信号
携帯型無線装置	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう29
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう30
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう31
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう32
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう33
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう34
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう35
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう36
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう37
	城陽市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	ぼうさい　じょうよう38
	城陽市消防本部	城陽市富野東田部33	ぼうさい　じょうしょうしきほんぶ01
	城陽市消防本部	城陽市富野東田部33	ぼうさい　じょうしょうしきほんぶ02
	城陽市消防本部	城陽市富野東田部33	ぼうさい　しょうぼうだんほんぶ01
	城陽市消防本部	城陽市富野東田部33	ぼうさい　しょうぼうだんほんぶ02
	城陽市消防団久津川分団本部器具庫	城陽市平川野原88-1	ぼうさい　くつかわぶんだん01
	城陽市消防団久津川分団本部器具庫	城陽市平川野原88-1	ぼうさい　くつかわぶんだん02
	城陽市消防団久世分団本部器具庫	城陽市久世下大谷6-291	ぼうさい　くせぶんだん01
	城陽市消防団久世分団本部器具庫	城陽市久世下大谷6-291	ぼうさい　くせぶんだん02
	城陽市消防団寺田分団本部器具庫	城陽市寺田東ノ口17-83	ぼうさい　てらだぶんだん01
	城陽市消防団寺田分団本部器具庫	城陽市寺田東ノ口17-83	ぼうさい　てらだぶんだん02
	城陽市消防団今池分団本部器具庫	城陽市寺田大畔92	ぼうさい　いまいけぶんだん01
	城陽市消防団今池分団本部器具庫	城陽市寺田大畔92	ぼうさい　いまいけぶんだん02
	城陽市消防団富野荘分団本部器具庫	城陽市富野堀口2-1	ぼうさい　とのしょうぶんだん01
	城陽市消防団富野荘分団本部器具庫	城陽市富野堀口2-1	ぼうさい　とのしょうぶんだん02
	城陽市消防団青谷分団本部器具庫	城陽市市辺城下5-15	ぼうさい　あおだにぶんだん01
	城陽市消防団青谷分団本部器具庫	城陽市市辺城下5-15	ぼうさい　あおだにぶんだん02

■資料－27　広報車の所有状況　（令和７年２月１日現在）

所　　属	台　数
危機・防災対策課	1
企画管理部	1
まちづくり活性部	1
都市整備部	1
教育委員会	1
総務部	3
計	8

■資料－28　要配慮者利用施設一覧

No.	施　設　名	要配慮者の種類	所　在　地	電話番号	摘要
1	久津川保育園	乳・幼児	平川大将軍２	52-4864	浸水
2	鴻の巣保育園	〃	寺田東ノ口 51-5	55-9191	浸水
3	今池保育園	〃	富野高井 44-3	53-2800	浸水
4	青谷保育園	〃	中樋ノ上 63-1	52-1039	浸水
5	せいじん保育園	〃	富野西田部 64-1	53-1300	浸水
6	くぬぎ保育園	〃	寺田庭井 36-4	52-1662	浸水
7	清心保育園	〃	富野荒見田 4	55-0230	浸水
8	里の西保育園	〃	久世里ノ西 66-1	55-0243	浸水
9	平川幼稚園	〃	平川大将軍 77-3	53-1288	浸水
10	佐伯幼稚園	〃	寺田今橋 68	52-3669	浸水
11	青谷聖家族幼稚園	〃	中向河原 11	53-9303	浸水
12	地域密着型特別養護老人ホーム ひだまり平川	高齢者	平川浜道裏 20-1	55-5219	浸水
13	特別養護老人ホーム ひだまり久世	〃	久世里ノ西 82-1	54-7539	浸水
14	ケアハウス ミレー京都	〃	平川浜道裏 20-1	55-6010	浸水
15	グループホーム まごころ城陽	〃	富野南清水 68-5	54-7761	浸水
16	水度坂友愛ﾎｰﾑ　青谷ｹｱｾﾝﾀｰ（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ友愛）	〃	市辺中垣内 4	57-0320	浸水
17	特別養護老人ホーム ビハーラ本願寺	〃	奈島内垣外 1	54-0700	浸水
18	グループホーム ひだまり浜道裏	〃	平川浜道裏 29-5	54-7817	浸水
19	水度坂友愛ﾎｰﾑ　寺田ｹｱｾﾝﾀｰ（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑゆうあい寺田）	〃	寺田乾出北 45	56-1950	浸水
20	グループホーム リエゾン萌木の村	〃	寺田新池 65-1	54-0050	浸水
21	ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅ｸﾞﾛｰﾘｰ	〃	枇杷庄大堀 94	56-0135	浸水
22	ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅やさしい手シニアリビングやさしえ城陽	〃	枇杷庄西ノ口 13-1	53-8341	浸水
23	指定通所介護事業所ひだまり	〃	平川浜道裏 20-1	55-5130	浸水
24	西部デイサービスセンター	〃	寺田乾出北 55	53-8555	浸水
25	地域福祉支援ｾﾝﾀｰ城陽（高齢者ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰすまいる）	〃	枇杷庄中奥田 49-1	58-0611	浸水
26	通所介護事業所ほほえみの里	〃	枇杷庄大堀 94	56-0135	浸水
27	水度坂友愛ﾎｰﾑ　青谷ｹｱｾﾝﾀｰ（デイサービス友愛）	〃	市辺中垣内 4	57-0320	浸水
28	一部ユニット型短期入所生活介護事業所ひだまり平川	〃	平川浜道裏 20-1	55-5224	浸水
29	指定短期入所生活介護事業所ひだまり久世	〃	久世里ノ西 82-1	54-7536	浸水
30	デイサービスセンターリエゾン萌木の村	〃	寺田新池 65-2	54-7500	浸水
31	小規模多機能 久津川ホワイティー	〃	平川野原 16-18	52-5060	浸水
32	小規模多機能ﾎｰﾑ ﾘｴｿﾞﾝ萌木の村	〃	寺田新池 65-2	54-7505	浸水
33	小規模多機能型ﾎｰﾑ まごころ城陽	〃	富野南清水 68-6	54-8630	浸水
34	小規模多機能青谷ホワイティー	〃	市辺小梨間 33-2	52-8377	浸水

No.	施　設　名	要配慮者の種類	所　在　地	電話番号	摘要
35	介護付き高齢者住宅　寺田ホーム	〃	寺田尺後 40-4	34-4562	浸水
36	軽費老人ホーム ヴィラ城陽	〃	市辺笹原 1	55-1875	土砂
37	和みの家	〃	中北石神 5	54-2424	土砂
38	ショートステイ和みの家	〃	中北石神 5	54-2424	土砂
39	京都きづ川病院	傷病者	平川西六反 26-1	54-1111	浸水
40	あそかビハーラ病院	〃	奈島下ノ畔 3-3	54-0120	浸水
41	シンクワンズライフオフィス汽車ぽっぽ	障がい者	寺田西ノ口 9-10	55-3535	浸水
42	指定居宅介護事業所 チャレンジ	〃	観音堂巽畑 61	53-4786	浸水
43	ふたば園	〃	久世北垣内 137-5	54-1966	浸水
44	障害者支援施設 凛	〃	富野東田部 69-1	56-7888	浸水
45	城陽作業所	〃	奈島川原口 12	54-2424	浸水
46	ものづくりスペースみんななかま	〃	寺田垣内後 69-1	55-5583	浸水
47	ワークショップ野の花	〃	寺田樋尻 48-26	55-1532	浸水
48	地域福祉支援センター城陽（身体障害者デイサービスセンター すいんぐ）	〃	枇杷庄中奥田 49-1	58-0622	浸水
49	地域福祉支援センター城陽（障害者生活支援センター はーもにぃ）	〃	枇杷庄中奥田 49-1	55-5981	浸水
50	地域福祉支援センター城陽（障害児（者）地域療育支援センター うぃる）	〃	枇杷庄中奥田 49-1	54-3109	浸水
51	城陽作業所市辺分室	〃	市辺五島 7-30	54-2424	浸水
52	ショートステイそよかぜ	〃	寺田垣内後 70-4	55-5583	浸水
53	共同生活ホームシュクレサレ	〃	寺田中大小 99	66-5264	浸水
54	！－apartment	〃	寺田樋尻 54－4 泰西ﾏﾝｼｮﾝ	66-4618	浸水
55	放課後等デイサービスきりん	〃	観音堂甲畑 92-3 総合援助センター P-BOC24 1F	66-4723	浸水
56	はっぴーすまいる	〃	寺田東ノ口 2-8-101	51-5152	浸水
57	わいわいプラス城陽教室	〃	富野南清水 59-1 グランビル 2 階	55-6838	浸水
58	放課後等デイサービスきりんくらぶ	〃	寺田今堀 62 番地 70,71	66-4723	浸水
59	わいわいプラス寺田教室	〃	寺田袋尻 17-12 岩佐ビル 1 階	57-3090	浸水
60	わいわいプラス富野教室	〃	富野南清水 8-6	66-6825	浸水
61	放課後等児童ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ　オーロラ教室	〃	寺田高田 40-9	53-2016	浸水
62	ちゃれんじ生活介護事業所つなぐ	〃	観音堂巽畑 61	53-4786	浸水
63	就労継続支援（Ｂ型） 就労継続支援Ｂ型事業所　ココカラ	〃	寺田新池 38-15	74-8284	浸水
64	就労継続支援（Ａ型） いつもの弁当 everyday	〃	寺田東ノ口 17-195	46-8051	浸水

No.	施　設　名	要配慮者の種類	所　在　地	電話番号	摘要
65	就労継続支援Ｂ型事業所　Ｇｌｏｗ	〃	枇杷庄鹿背田72トライアングルプラザ内	34-0715	浸水
66	放課後等デイサービス　コールダック	〃	寺田東ノ口17-150	39-7857	浸水
67	わいわいプラスひまわり教室	〃	寺田樋尻12-74	56-7788	浸水
68	ＰＡＲＣ（パルク）ウィル城陽	〃	寺田樋尻18-6	74-8586	浸水
69	わいわいプラス梅の里教室	〃	市辺西川原1-20	46-8383	浸水
70	多機能事業所ＯＮＥ（ワン）	〃	枇杷庄鹿背田72トライアングルプラザ内	34-7313	浸水
71	放課後等デイサービス　ailea	〃	平川中道表1-6	090-4306-5651	浸水
72	城陽市立古川小学校	児童	上津屋境端57	53-1500	浸水
73	城陽市立寺田南小学校	児童	寺田新池23-1	52-6800	浸水
74	城陽市立寺田西小学校	〃	寺田西ノ口65	53-7005	浸水
75	城陽市立今池小学校	〃	寺田大畔177-1	52-2402	浸水
76	城陽市立富野小学校	〃	富野堀口1	52-0009	浸水
77	城陽市立青谷小学校	〃	中向河原1	52-0040	浸水
78	城陽市立西城陽中学校	〃	寺田乾出北82	53-1600	浸水
79	城陽市立南城陽中学校	〃	観音堂巽畑17-4	53-7009	浸水
80	城陽市立北城陽中学校	〃	平川長筬33	55-1009	浸水
81	京都府立西城陽高等学校	〃	枇杷庄京縄手46-1	53-5455	浸水
82	城陽市古川学童保育所	〃	上津屋境端57	54-2487	浸水
83	城陽市寺田南学童保育所	〃	寺田新池23-1	54-0707	浸水
84	城陽市寺田西学童保育所	〃	寺田西ノ口65	54-2584	浸水
85	城陽市今池学童保育所	〃	寺田大畔177-1	54-2956	浸水
86	城陽市富野学童保育所	〃	富野堀口2-1	54-2955	浸水
87	城陽市青谷学童保育所	〃	中向河原1	54-2486	浸水

＊　摘要欄の「浸水」は木津川はん濫時の浸水想定区域、「土砂」は土砂災害警戒区域内に立地している施設で、高齢者等避難を発令したときは早急に情報を伝達する。

■資料－29　城陽市外国人住民の推移

年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
住基人口（人）	700	648	620	619	576	577	573	581	574	625	717	744	772	702	783	866

R7
938

※各年の人口は、4 月 1 日現在

■資料－30　給水車の所有状況

（令和 7 年 10 月現在）

給水車	給　水　容　器	仮　設　給　水　槽
2.0m³ ×　1 台	飲料袋 6L　×　4,000 袋	1.0 ㎥×7 基
給水タンク（移動可能）		
0.5m³ ×　1 台 1.5m³ ×　1 台 1.8m³ ×　1 台 2.0m³ ×　1 台		

■資料－31　日赤奉仕団 城炊会（令和８年２月現在）

代表者	住　　所	電 話 番 号
浦畑眞一郎	寺田高田 56-17	54-7232

■資料－32　市内の米穀販売業者一覧　（令和６年２月１日現在）

業者名	所在地	電話番号	業者名	所在地	電話番号
赤松屋	長池北清水 112-2	56-6855	ダックス城陽久津川店	平川横道 87-1	57-1678
石川米穀店㈲	寺田今掘 136-5	52-5319	ダックス城陽寺田店	寺田垣内後 41	74-8225
梅川商店	寺田北東西 7-2	52-2010	ﾃﾞｲﾘｰﾔﾏｻﾞｷ城陽平川店	平川車塚 60-1	52-4577
㈲おかよし城陽営業所	寺田林ノ口 2-16	55-3070	ﾄﾞﾗｯｸﾕﾀｶ城陽店	富野荒見田 50	52-0334
お米の竹本	寺田市ノ久保 2-291	52-5683	ﾄﾞﾗｯｸﾕﾀｶ城陽寺田店	寺田北山田 21-1	54-5785
カネマサ商店	富野堀口 80	54-2762	西酒店	平川浜道裏 11-13	52-4830
きくいち米酒店	寺田今掘 62-69	52-8855	長谷川米穀店	富野南清水 8-45	53-1279
㈲北沢米穀店	平川指月 77-4	52-2048	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ市辺南垣内店	市辺南垣内 57-1	57-3651
㈱キタオ	平川指月 59	55-1331	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ城陽久世店	久世下大谷 3	54-7307
梅川商店	寺田北東西 7-2	52-2010	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ城陽寺田店	寺田垣内後 46-3	57-2660
キリン堂城陽店	寺田新池 82-1	57-5533	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ城陽奈島店	奈島川田 13-1	54-7233
キリン堂城陽寺田店	久世荒内 320	55-1108	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ城陽樋尻店	寺田樋尻 6	54-8009
業務スーパー城陽店	寺田北東西 5-4	58-0633	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ城陽平川店	平川大将軍 9	57-3071
倉田酒店	寺田樋尻 38	52-2020	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ城陽枇杷庄店	枇杷庄大三戸 19-1	58-1520
桑しま酒店	寺田大畔 40	52-2760	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ城陽深谷店	寺田深谷 64-280	57-1002
コープ城陽	寺田林ノ口 11-436	55-4626	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ城陽駅南店	寺田水度坂 15-304	54-4007
寿屋	寺田樋尻 55-4	55-6767	ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ富野荘駅前店	枇杷庄鹿背田 63-3	58-3120
サンディ城陽店	寺田高田 48-4	54-7563	ﾌﾚｯｼｭﾊﾞｻﾞｰﾙ城陽寺田店	寺田塚本 95-1	54-1001
志水商店	枇杷庄大堀 120-5	52-3479	㈱平和堂 アル・プラザ城陽店	富野荒見田 112 他	56-2600
ジャパン城陽店	久世北垣内 40	56-3222	㈱マツノキ寺田店	寺田西ノ口 22-6	52-0536
城陽さかえ酒店	寺田深谷 156-10	52-4667	マツヤスーパー久津川店	平川山道 1	84-7171
JA 京都やましろ寺田支店	寺田中大小 137	53-0050	ライフ寺田店	寺田樋尻 32	54-3232
ｽｰﾊﾟｰ山田屋富野荘本店	枇杷庄鹿背田 73	52-2041	ﾘｶｰﾏｳﾝﾃﾝ城陽平川店	平川西六反 55-4	56-7025
ｽｰﾊﾟｰ山田店久津川店	平川東垣外 2-1	55-5252	ﾛｰｿﾝ城陽ｲﾝﾀｰ店	久世荒内 309	52-6766
ｽｰﾊﾟｰ山田屋青谷店	市辺五島 77-1	56-3300	ﾛｰｿﾝ城陽寺田店	寺田大畔 49-9	55-9606
ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ城陽ｲﾝﾀｰ店	寺田南川顔 34-1	53-7230	ﾛｰｿﾝ城陽白坂ﾃｸﾉﾊﾟｰｸ店	市辺白坂 4	53-7887
ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ城陽長池店	長池里開 32-32	56-0706	ﾛｰｿ京都城陽市役所前店	寺田高田 33	54-7622
ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ城陽平川店	平川横道 86	55-0025	ﾛｰｿﾝ京都城陽郵便局前店	寺田袋尻 56-1	57-2600
十川商店	奈島十六 29	52-0024	ﾄﾞﾗｯｸﾞｽﾄｱｺｽﾓｽ寺田店	寺田垣内後 50-1	34-1411

■資料－33　炊き出し施設・設備の状況

施　設　名	炊き出し能力	炊き出し可能人員（１人おにぎり３個・玄米 300ｇ）	設　備　内　容		
			水　源	火力源	備　考
城陽市立 学校給食 センター	700 kg （米　135kg）	（1 時間当り） 1,166 人	上水道	ＬＰガス	ボイラー運転停止時 停電時 使用不可
城陽市立 久世保育園	60 kg （米　30 kg）	100 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市立 久津川保育園	60 kg （米　30 kg）	100 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市立 鴻の巣保育園	60 kg （米　30 kg）	100 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市立 今池保育園	60 kg （米　30 kg）	100 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市立 青谷保育園	60 kg （米　30 kg）	100 人	上水道	ＬＰガス	
㈱都給食	250 kg （米　125 kg）	416 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
㈱ Shinmei　Delica		2,040 人	地下水	ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ	停電時 使用不可
城陽市 保健センター	8 kg （　4 kg）	13 人	上水道	ＬＰガス	
城陽市北部 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	8 kg （　4 kg）	13 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市東部 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	12 kg （　6 kg）	20 人	上水道	電　気	停電時 使用不可
文化パルク城陽 城陽市寺田 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	15 kg （７．５kg）	25 人	上水道	電　気	
城陽市青谷 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	6 kg （　3 kg）	10 人	上水道	電　気	停電時 使用不可
城陽市南部 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	15 kg （７．５kg）	25 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
城陽市今池 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	20 kg （１０kg）	33 人	上水道	都市ガス	ガス停止時 使用不可
1 日（８時間）最大炊き出し可能人員　34,088 人分 （１回当たりの炊き出し可能人員 4,261 人分）					

■資料－34　医療施設一覧表　　（令和８年２月１日現在）

地区名	医療機関名	診　療　科　目	所 在 地	電　話
久津川	杉本クリニック	内科･皮膚科	平川横道 7-4	52-2338
	医療法人狩野内科	内科･胃腸科･ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科	平川室木 12-3　綿利ビル 1F	56-5567
	医療法人鎌田クリニック	整形外科･ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科	平川指月 58-2　田辺ビル 1F	57-0118
	腎･泌尿器科おおねクリニック	腎臓･泌尿器科･皮膚科	平川指月 77-4	66-3581
	沼眼科	眼科	平川指月 62-2	53-1122
	安宅歯科医院	歯科	平川室木 115	52-2107
	中山歯科医院	歯科	平川東垣外 67-4	52-7361
	村上歯科医院	歯科	平川大将軍 67-48	54-1148
	丸橋歯科医院	歯科･小児歯科	久世里ノ西 15-9	56-0323
	みよし歯科	歯科･小児歯科	平川横道 7-1　久津川ビル 2F	56-2022
古　川	京都きづ川病院	内科･外科･整形外科･小児科･脳神経外科･消化器内科･循環器内科･放射線科･肛門外科･泌尿器科･皮膚科･麻酔科･リウマチ科･ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科･神経内科	平川西六反 26-1	54-1111
	医療法人啓信会きづ川クリニック	小児科･皮膚科･ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科･脳神経内科･耳鼻科･循環器内科･消化器内科	平川西六反 44	54-1113
	とくだ小児科内科	小児科･内科	久世里ノ西 64-22	53-4970
	小西歯科医院	歯科･小児歯科	平川中道表 12-88	53-1910
	北澤歯科医院	歯科･小児歯科	平川西六反 53-3	55-5005
	社会福祉法人城陽福祉会特別養護老人ホームひだまり平川医務室	内科	平川浜道裏 20-1	55-5150
久　世	医療法人社団コクラ医院	小児科･ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科･内科･消化器内科･糖尿病内科･呼吸器内科	久世下大谷 18-111	52-2479
	医療法人社団高田内科	内科･胃腸内科	平川車塚 16-4	58-2088
	医療法人大槻内科医院	内科	久世上大谷 102-8	58-0232
	きだ内科クリニック	内科･糖尿病内科	平川山道 46-25	54-5456
	医療法人整形しまだクリニック	整形外科･ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科	平川山道 46-25-3	66-7681
	さかい小児科クリニック	小児科･アレルギー科	平川山道 46-25-2	66-1252
	武智診療所	循環器内科	平川山道 28-5	66-4308
	耳鼻咽喉科･アレルギー科やすだクリニック	耳鼻咽喉科･アレルギー科	平川横道 84-1	55-8787
	なかむら眼科クリニック	眼科	平川山道 46-25	56-7707
	社会福祉法人城陽福祉会特別養護老人ホームひだまり久世医務室	内科	久世里ノ西 82-1	55-7539
	どい歯科医院	歯科･小児歯科	平川山道 51-7	54-6480

地区名	医療機関名	診　療　科　目	所 在 地	電　話
深　谷	医療法人栗山小児科医院	小児科	寺田深谷 64-12	56-2199
	吉田歯科医院	歯科	寺田深谷 64-305	55-3044
寺　田	ほうゆうﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院	内科･外科･放射線科･ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科	寺田垣内後 43-4	53-8100
	医療法人和会うめかわ内科クリニック	内科	寺田高田 55-2	54-7808
	ハヤシクリニック	内科･ﾍﾟｲﾝｸﾘﾆｯｸ科･アレルギー科	寺田高田 40-13	56-6441
	佐々木レディスクリニック	産婦人科･麻酔科	寺田水度坂 15-14	53-3735
	山口整形外科医院	整形外科･ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科･リウマチ科	寺田林ノ口 23-3	57-0120
	医療法人ばんどう耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	寺田北山田 31-29	57-3387
	医療法人社団福生会小玉眼科医院	眼科	寺田水度坂 15-459	53-2003
	浦壁歯科医院	歯科	寺田尺後 8-16	54-2323
	大塚歯科医院	歯科･小児歯科	寺田宮ノ平 3-93	52-4785
	健デンタルクリニック	歯科･小児歯科	寺田北山田 27-7	56-2077
	高杉歯科医院	歯科･矯正歯科	寺田林ノ口 2-17	56-0418
	武田歯科医院	歯科	寺田水度坂 15-187	52-7770
寺田南	杉山医院	内科･循環器科･呼吸器科	寺田新地 135	52-2713
	中島内科	内科	寺田丁子口 59-5	34-0800
	医療法人社団究元会山野医院	内科･胃腸科･放射線科	寺田東ノ口 47	52-5015
	いしだクリニック	皮膚科･形成外科･整形外科	寺田水度坂 88-25	54-7660
	おくむら眼科クリニック	眼科	寺田北東西 65	52-6567
	医療法人白枝眼科	眼科	寺田樋尻 44-6　寺田駅前ビル 2F	53-8650
	医療法人おくだ歯科医院	歯科･小児歯科･矯正歯科	寺田高田 23-28	54-0111
	おくむら歯科医院	歯科･小児歯科	寺田島垣内 76	56-2440
	藤田歯科医院	歯科･小児歯科･矯正歯科	寺田高田 28-1	56-6625
	村上歯科医院	歯科	寺田今堀 20-12	54-0935
	酒井クリニック	内科･呼吸器内科･小児科	寺田樋尻 29-7	54-5900
寺田西	伊勢村医院	内科	寺田尺後 51-14	56-3290
	大原クリニック	内科･神経内科	寺田今堀 152-38	54-0148
	医療法人社団岡田診療所	内科･小児科･皮膚科･胃腸科･外科･整形外科	寺田今橋 13	52-7772
	森澤医院	内科･胃腸科･小児科	寺田西ノ口 18	52-5303
	佐々木整形外科	整形外科･外科･ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科･リウマチ科	寺田樋尻 12-67	55-7123
	藤原クリニック	麻酔科	寺田西ノ口 7-4　西邦ビル 3F	56-8813
	水田乳腺クリニック	乳腺外科	寺田樋尻 54-1	57-2211
	まき眼科クリニック	眼科	寺田今堀 152-38	74-8440
	坂本歯科医院	歯科･小児歯科	寺田樋尻 69-37	55-5200
	佐々木歯科	歯科	寺田樋尻 12-85	52-5375
	歯科木村医院	歯科	寺田樋尻 48-14	52-2131
	医療法人フタニ歯科診療所	歯科･小児歯科	寺田西ノ口 7-4　西邦ビル 2F	54-3858
	和田歯科	歯科･小児歯科･矯正歯科	寺田今堀 153-19	56-2525
	五十嵐クリニック	精神科・心療内科	寺田西ノ口 20-7	54-8080

地区名	医療機関名	診　療　科　目	所 在 地	電　話
今　池	医療法人鹿野医院	内科・小児科・外科・肛門外科	富野西垣内 21	52-0441
	亀岡医院	内科・胃腸科・小児科	枇杷庄鹿背田 87	53-7183
	医療法人清福会安見内科医院	内科・放射線科・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科	枇杷庄鹿背田 37-9	55-0633
	吉田クリニック	内科・循環器科	枇杷庄鹿背田 62	56-8688
	いけや整形外科医院	整形外科・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科・放射線科	枇杷庄鹿背田 72　ﾄﾗｲｱﾝｸﾞﾙﾌﾟﾗｻﾞ 1F	56-0730
	医療法人千照会富野荘駅前千原眼科	眼科	枇杷庄鹿背田 72 ﾄﾗｲｱﾝｸﾞﾙﾌﾟﾗｻﾞ	54-5670
	岡田歯科クリニック	歯科・小児歯科	枇杷庄鹿背田 72	39-8249
	小林歯科医院	歯科	枇杷庄鹿背田 103-19	55-2781
	たかだ歯科医院	歯科	枇杷庄鹿背田 62　ＭＩＫＩビル	57-1778
	田坂歯科医院	歯科	枇杷庄島ノ宮 36-8	54-0281
富　野	城陽市休日急病診療所	内科・小児科	富野久保田 1-1	55-1111
	鈴木診療所	内科・神経内科	富野西田部 1-7	55-6233
	堀士内科医院	内科・消化器科	富野乾垣内 80	52-1428
	社会福祉法人南山城学園診療所	内科・精神科・外科・皮膚科・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科・歯科	富野狼谷 2-1	52-0425
	梅村歯科医院	歯科・小児歯科	長池北清水 32	52-1768
	弘明歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	富野北垣内 28-9	55-3811
	社会福祉法人南山城学園翼医務室	内科・精神科・外科	観音堂甲畑 1-2	54-4507
	社会福祉法人南山城学園和医務室	内科・精神科・外科	富野狼谷 2-1	52-0425
青　谷	独立行政法人国立病院機構南京都病院	内科・外科・放射線科・循環器科・神経内科・麻酔科・小児科・整形外科・呼吸器外科・歯科・呼吸器科・皮膚科・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科・消化器科・心療内科・気管食道科	中芦原 11	52-0065
	京都府立心身障害者福祉ｾﾝﾀｰ附属ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院	整形外科・精神科・神経内科・泌尿器科・歯科・内科・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科	中芦原	54-1400
	社会福祉法人和光会特別養護老人ホーム梅林園診療所	内科・皮膚科・眼科・神経内科・外科	中芦原 55	52-4500
	あそかビハーラ病院	内科・緩和ケア内科	奈島下ノ畔 3-3	54-0120
	医療法人たつみ内科クリニック	内科・消化器内科	市辺小梨間 31-10	55-1937
	医療法人ほりうち医院	内科・小児科・リウマチ科	市辺柿木原 52-1	56-5330
	服部歯科医院	歯科・小児歯科	中樋ノ上 15-2	52-1411
	社会福祉法人京都悠仁福祉会軽費老人ホームヴィラ城陽医務室	内科	市辺笹原 1	55-1875
	京都府家庭支援総合センター城陽相談室	整形外科	中芦原	55-4119
	厚生労働省第二共済組合南京都病院所属診療所	整形外科・耳鼻咽喉科・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科・放射線科・麻酔科・内科・神経内科・小児科・外科・呼吸器外科・循環器科	中芦原 11	52-0065
	社会福祉法人本願寺龍谷会特別養護老人ホームビハーラ本願寺診療所	内科・外科	奈島内垣内 1	54-0700

■資料－35　防疫用薬品の備蓄量

薬品の種類	保　管　先	備　蓄　量
消毒剤	衛生センター	５００ｍｌ×２本

■資料－36　即時調達可能防疫薬品販売店等一覧

調　達　先	電話番号	カルキ	次亜塩素酸ソーダ	逆　性石けん液	石炭酸	ｸﾚｿﾞｰﾙ石けん液	その他
青谷薬局	52-0132			600cc　3本		500cc 15本	
いちい薬局	52-2807			600cc 10本		500cc 10本	
春日薬局	52-3227		500cc　5本	500cc 20本	500cc 10本	500cc 20本	ｽﾐﾁｵﾝ粉剤 500g 50本
久津川薬店	52-5927			500cc　2本		500cc　3本	
城南薬局	52-2809		500cc　1本	500cc　2本 100cc　2本		100cc　2本 500cc　1本	
太洋薬局	52-7737			500cc　2本			
富野薬局	53-2230			600cc　1本		500cc　1本	
長池薬局	52-0079			650cc　2本		500cc　1本 100cc　3本	
オカモト薬局	52-5359			500cc　2本 100cc　2本		500cc　2本 100cc　2本	
みどり薬品	56-0859			500cc　1本			
京阪薬局	55-9118					500cc　2本	
畑中薬局	53-6352	50cc　1本		500cc　6本		500cc　4本	
ヒグチ薬局	55-2344			500cc　1本		500cc　5本 100cc　1本	
れもん薬局	52-0285			500cc　5本			
さくら薬局	58-2271			500cc　2本			
ｼﾐｽﾞﾄﾞﾗｯｸﾞ大久保店	58-2294			500cc　8本		500cc　1本	
㈱アズウェル	54-0409		500cc 40本	500cc200本		500cc 10本	
㈱スズケン	24-7841		3L　50本	500cc 40本		500cc　2本	
京栄薬品㈱	(075) 231-3191			500cc 24本		500cc 24本	
井筒薬品㈱	(075) 211-5151			500cc970本		500cc 64本	
中川安㈱	(075) 681-1967	全薬品　500cc　1,000本					

■資料－37　防疫用機械の配置状況

防疫用機械名	台　数	配　置　先
噴霧器	9	衛生センター

■資料－38　火葬場の状況

名　　称	所　　在　　地	電話番号	処理能力
京都市中央斎場	京都市山科区上花山旭山町 19-3	075-561-4251	1 日約　70 体
宇治市斎場	宇治市宇治金井戸 7-2	0774-21-2737	1 日約　15 体

■資料－39　市所有車両の状況

（令和７年２月１日現在）

部　名	乗用車		軽トラ	トラック ダンプ	バス	その他	合　計
	普通	軽					
企画管理部	1	2　(2)					3　(2)
総務部	2　(1)	7　(5)	1	1	2		13　(6)
市民環境部		1　(1)					1　(1)
福祉保健部		10　(4)					10　(4)
まちづくり 活性部	1	3　(3)					4　(3)
都市整備部		9　(9)	2	1			12　(9)
教育委員会		11　(10)	1				12　(10)
その他	1　(1)	1					2　(1)
合計	5　(2)	44　(34)	4	2	2		57　(36)

※(　)ワンボックスタイプ　※外部職場除く。

■資料－40　市内の民間輸送業者の状況

事　業　所　名	電話番号	事　業　所　名	電話番号
アクティブ㈱	56-6006	ひっこし専門城陽センター	54-2019
関西急送㈱京都物流センター	56-2111	ムラグチ運送㈱	54-2336
菊水引越センター	55-2826	ハヤブサ引越	0120- 018-823
久世運輸サービス㈲	56-1600	赤帽ツチダ運送	53-3865
鴻池運輸㈱宇治川営業所	53-5326	赤帽久津川運送	55-6867
三興運送㈱	54-0038	ドウゴ資材㈲	53-3417
城陽運送	53-8018	宇治物流㈱	54-5500
飛翔物流	54-7562	ヤマト運輸城陽営業所	0570- 200-000
大和運輸㈱	55-1405		

■資料－41　水道施設の概要　（令和７年３月 31 日現在）

施　設　名	施設実能力（㎥／日）	水源	給水人口（人）	普及率（%）	平均配水量（ℓ／人・日）
第１浄水場	1,100	深井戸	72,872 人	99.8%	291
第２浄水場	4,200	深井戸			
第３浄水場	13,400	深井戸			
	14,100	府営水道			

■資料－42　建設土木業者・器材一覧

（令和５年３月１日現在）

機械名／業者名	タイヤショベル	ショベル	ブルドーザー	ダンプ	湿地ブルドーザー	オフロードダンプ	グレーダー	ドーザーショベル	散水車（タンク容量）
㈱川島工業	2	2			2				
㈱京都福田	2	1		1	1				1（4㎥）
㈱黒野商店	2	1	1	2					
毛谷村興業㈱	4	2		2	1				1（4㎥）
三陽興業㈱	3	3		4	2				1（10㎥）
㈱城南工建	4	4		5	1				1（10㎥）
城陽石産㈱	3	3		2	2				1（2㎥）
玉井開発	3	3		4	3		1	1	1（10㎥）
長池工業㈱	3	3		1	3	4	1		1（10㎥）
㈱長尾組	2	7		2	4	5		1	1（10㎥）
㈲二和産業	3	2		2	1				1（6㎥）
㈲大日産業	2	1		2	2				

■資料－43　土地改良区

名　　称	所　在　地	電話番号
南部土地改良区	寺田高田 67-3	52-2619
城陽市青谷土地改良区	市辺五島 7-30	53-0356
内川土地改良区	富野北垣内 59	52-4355

■資料－44　ごみ収集車等一覧

車　　種	所轄部署	台数	１回の収集能力
パッカー車	市民環境部	2	２ｔ
プレス車	〃	1	２ｔ
ダンプ	〃	1	１ｔ
軽四	〃	3	0.35ｔ

■資料－45　ごみ処理施設一覧

施　設　名	種　別	処　理　能　力	所　在　地	電　話
クリーン２１長谷山	焼却処理	240t/日 （120ｔ/日×2炉）	城陽市富野 長谷山 1-270	52-3581
リサイクルセンター長谷山	破砕処理	60ｔ/日	城陽市富野長谷山 1-270	53-3581
クリーンパーク折居	焼却処理	115ｔ/日 （57.5ｔ/日×2炉）	宇治市宇治折居 18	20-4799
グリーンヒル三郷山	埋立処理	埋立面積　17,000m² 埋立容積　200,000m³	久御山町佐古梶石 1-3	28−5353

■資料－46　生し尿収集車及び設備等一覧

車　別	所有者	台数	１回の収集能力	所　在　地	電　話
バキュームカー	(有)池田清掃	3	1,800Ｌ	宇治市五ヶ庄折坂 15	38-2731
バキュームカー	㈲城陽環境開発	3	1,800Ｌ	宇治市菟道丸山 1-44	53-9364
バキュームカー	城南衛生管理組合	1	1,800Ｌ	八幡市八幡沢１	(075) 631-5171
		1	3,600Ｌ	久御山町佐古梶石 1-3	28-5353

■資料－47　し尿処理施設一覧

施 設 名	処 理 方 法	所 在 地	電　話
クリーンピア沢	前処理後公共下水道へ排出	八幡市八幡沢１	(075)631-5174

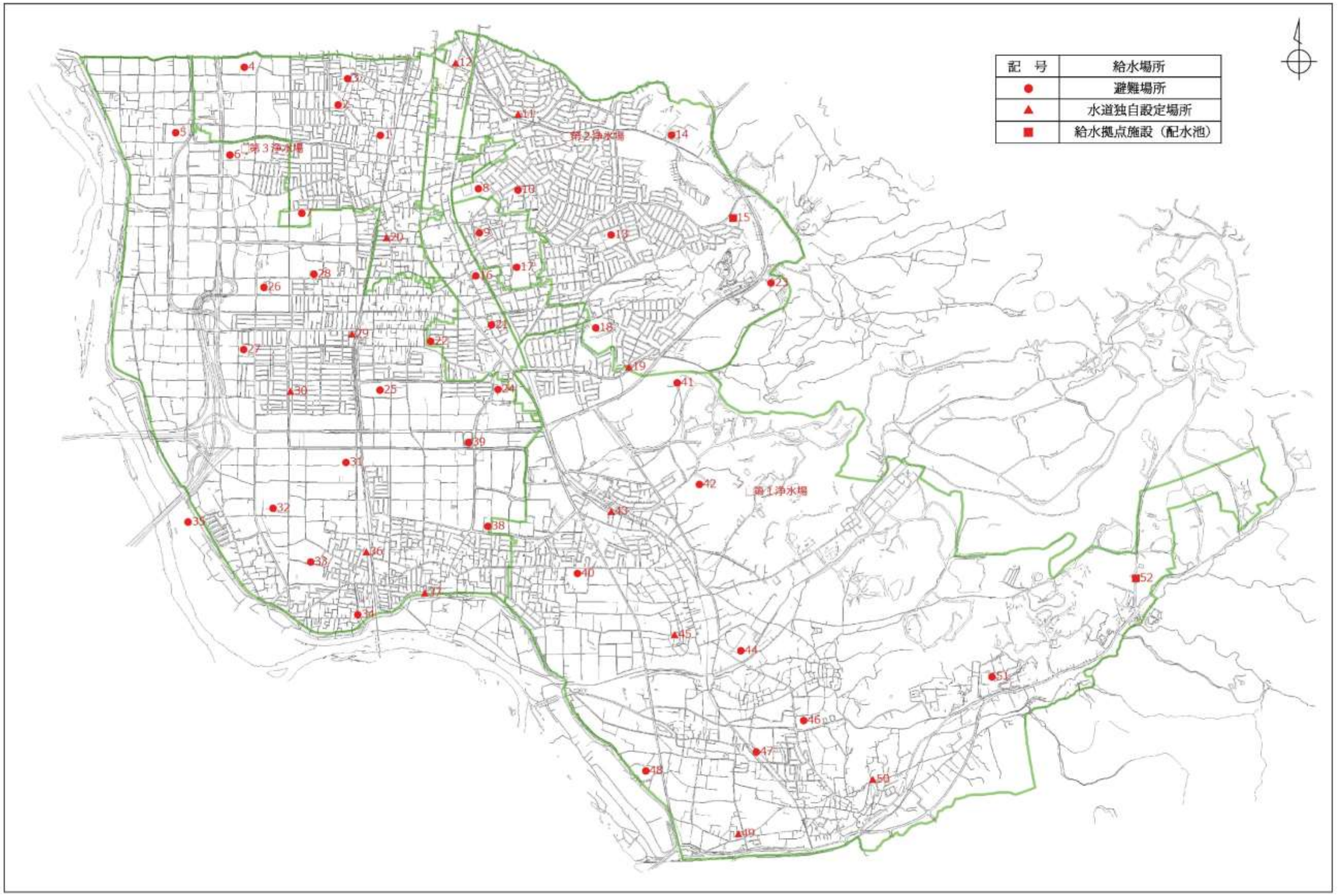
■ 資料－48 給水場所一覧表

校区名	配水区域	番号	給水場所	備考	校区名	配水区域	番号	給水場所	備考
久津川	低区	①	久津川小学校	避難場所	寺田西	直配	27	私立佐伯幼稚園	避難場所
		2	久津川保育園 （北部老人福祉センター陽和苑）	避難場所			28	西部老人福祉センター陽幸苑	避難場所
		3	久津川児童公園	避難場所			29	寺田駅西駅前広場	水道独自
古川	低区	4	北城陽中学校	避難場所			30	みどり集会所（第11幼児公園） （市道2208号線今堀）	水道独自
	直配	5	古川小学校	避難場所	今池	直配	31	今池小学校 （今池保育園）	避難場所
		⑥	北部コミュニティセンター	避難場所			32	府立西城陽高等学校	避難場所
		7	私立里の西保育園	避難場所			㉝	今池コミュニティセンター	避難場所
久世	高区	⑧	久世小学校 （久世保育園）	避難場所			34	枇杷庄児童公園	避難場所
		9	東部コミュニティセンター	避難場所			35	木津川河川敷運動広場 （水主団地幼児公園の場合あり）	避難場所
		10	東部老人福祉センター陽東苑	避難場所			36	富野荘駅西側駅前広場	水道独自
		11	城陽団地井戸	水道独自 （水道施設）	富野	直配	37	西垣内自治会集会所 （市道3010号線西垣内）	水道独自
		12	城陽スイミングスクール横 （市道1191号線側茶屋裏）	水道独自			㊳	南部コミュニティセンター （私立清心保育園）	避難場所
深谷	高区	⑬	深谷小学校 （地域子育て支援センター）	避難場所			39	城陽市保健センター （私立くぬぎ保育園）	避難場所
		14	東城陽中学校	避難場所		中区	㊵	富野小学校	避難場所
		⑮	高区配水池	水道独自 （水道施設）			41	（公財）青少年野外活動総合センター	避難場所
		⑯	寺田小学校	避難場所			42	府立木津川運動公園	避難場所
寺田	高区	17	城陽中学校 （男女共同・私立しいの木保育園）	避難場所			43	長池駅南側駅前広場	水道独自
		18	府立城陽高等学校	避難場所			44	南城陽中学校	避難場所
		19	高区中区連絡弁	水道独自 （水道施設）			45	水気耕栽培センター	水道独自
		20	尺後第1幼児公園 （市道6号線尺後）	水道独自	青谷	中区	㊻	青谷小学校 （青谷保育園）	避難場所
	低区	21	鴻の巣会館	避難場所			47	青谷コミュニティセンター	避難場所
寺田南	高区	22	鴻の巣保育園	避難場所			48	総合老人福祉センター陽寿苑	避難場所
		23	市民体育館 （総合運動公園）	避難場所			49	十六公会堂東側	水道独自
		㉔	寺田南小学校	避難場所			50	青池公園 （市道405号線北山）	水道独自
	直配	㉕	文化パルク城陽 （寺田コミュニティセンター）	避難場所			51	京都府立心身障害者 福祉センター体育館	避難場所
寺田西		㉖	寺田西小学校 （西城陽中学校）	避難場所			52	芦原配水池	水道独自 （水道施設）

※ 番号の○は、第1段階給水場所を示している。第1段階給水場所とは、断水後すぐに設置する給水場所である。
その他は断水開始12時間後でも断水が継続している場合に設置する給水場所である。

※ 浄水場及び配水池は、他の施設へ給水する給水拠点施設である。

■ 資料－49　給水場所マップ



■資料－50　応急仮設住宅建設候補地一覧

	施設名	所在地	建設戸数(戸)	優先順位
1	久津川小学校グラウンド	京都府城陽市平川指月 1 番地	47	1
2	古川小学校グラウンド	京都府城陽市上津屋境端 57 番地	52	1
3	久世小学校グラウンド	京都府城陽市久世芝ケ原 143 番地	35	1
4	深谷小学校グラウンド	京都府城陽市寺田深谷１11 番地の 2	39	1
5	寺田小学校グラウンド	京都府城陽市寺田北山田 2 番地	36	1
6	寺田南小学校グラウンド	京都府城陽市寺田新池 23 番地の 1	59	1
7	寺田西小学校グラウンド	京都府城陽市寺田西ノ口 65 番地	62	1
8	今池小学校グラウンド	京都府城陽市寺田大畔 177 番地の 1	68	1
9	富野小学校グラウンド	京都府城陽市富野堀口 1 番地	61	1
10	青谷小学校グラウンド	京都府城陽市中向河原 1 番地	40	1
11	城陽中学校グラウンド	京都府城陽市寺田北山田 35 番地	154	1
12	西城陽中学校グラウンド	京都府城陽市寺田乾出北 82 番地	138	1
13	南城陽中学校グラウンド	京都府城陽市観音堂巽畑 17 番地の 4	94	1
14	東城陽中学校グラウンド	京都府城陽市久世上大谷 24 番地	107	1
15	北城陽中学校グラウンド	京都府城陽市平川長筱 33 番地	96	1
16	陽寿苑（グラウンド+駐車場）	京都府城陽市奈島川原口２０	54	1
17	総合運動公園(野球場)	京都府城陽市寺田奥山１他	82	1
計			1,224	

＜ 様　　式 ＞

様式１

令和　　年　　月　　日
時　　分

京都府知事　　様

城陽市長

自衛隊災害派遣要請について

災害対策基本法６８条の２第１項に基づく自衛隊の災害派遣要請をお願いします。

記

区　　分	内　　容
災害の状況及び派遣を要請する事由	
派遣を希望する期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日までの　　日間
派遣を希望する区域及び活動内容	
その他参考になるべき事項	

※　図面の添付

様式２

災　　害　　情　　報

第　　報

城陽市災害対策（警戒）本部	月　日　時現在	発信者名		受信者名	（　時　分受）
報告事項		記事	□新　規 □続（詳）報 （第　報関連）		

様式３（火災・災害等即報要領関係）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村名 （消防本部名）	**城　陽　市**
報告者名	

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	人的被害	死者　人	重傷　人	住家被害	全壊　棟	床上浸水　棟	
					半壊　棟	床下浸水　棟	
		不明　人	軽傷　人		一部破損　棟	未分類　棟	
	119 番通報の件数						
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	（都道府県）		（市町村）			
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）					
	自衛隊派遣要請の状況						
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策						

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式４

被　害　状　況　報　告　（１）

災害名：

第　報	城陽市災害対策本部	月　日　時　現在	受信時刻	月　日　時	発信者	
					受信者	

項目			単位	符号	市町村名					
					城陽市					
					発生日時					
					・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
人的被害	死者		人	(1)						
	行方不明者		人	(2)						
	負傷者	重傷	人	(3)						
		軽傷	人	(4)						
住宅被害	全壊（焼）		棟	(5)						
			世帯	(6)						
			人	(7)						
	半壊（焼）		棟	(8)						
			世帯	(9)						
			人	(10)						
	一部破損		棟	(11)						
			世帯	(12)						
			人	(13)						
	浸水	床上	棟	(14)						
			世帯	(15)						
			人	(16)						
		床下	棟	(17)						
			世帯	(18)						
			人	(19)						
非住居	公共建物		棟	(20)						
	その他		棟	(21)						
その他の被害	田	流出埋没	ha	(22)						
		冠水	ha	(23)						
	畑	流出埋没	ha	(24)						
		冠水	ha	(25)						
	文教施設		箇所	(26)						
	病院		箇所	(27)						
	道路	冠水	箇所	(28)						
		崩壊	箇所	(29)						
		その他	箇所	(30)						
	橋りょう		箇所	(31)						
	河川		箇所	(32)						
	港湾		箇所	(33)						
	砂防		箇所	(34)						
	崖くずれ		箇所	(35)						
	地すべり		箇所	(36)						
	土石流		箇所	(37)						
	林地崩壊		箇所	(38)						
	清掃施設		箇所	(39)						
	鉄道不通		箇所	(40)						
	被害船舶		隻	(41)						
	水道		戸	(42)						
	電話		回線	(43)						
	電気		戸	(44)						
	ガス		戸	(45)						
	ブロック塀等		箇所	(46)						
	ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ等		棟	(47)						
	農道		箇所	(48)						
	農林水産業施設		箇所	(49)						
	畦畔崩壊		箇所	(50)						
	農作物（　）		ha	(51)						
火災発生	建物		件	(52)						
	危険物		件	(53)						
	その他		件	(54)						
り災世帯数（全・半壊+床上浸水）			世帯	(55)						
り災者数（全・半壊+床上浸水）			人	(56)						

被害状況報告（2）

災害名：

市町村名				城陽市					
発生年月日									
項目			単位	符号					
公立文教施設			千円	（a）					
農林水産業施設			千円	（b）					
公共土木施設			千円	（c）					
その他の公共施設			千円	（d）					
小計			千円	（e）					
	公共施設被害市町村		団体	（f）					
そ	農産被害		千円	（g）					
	林産被害		千円	（h）					
	畜産被害		千円	（i）					
	水産被害		千円	（j）					
の	商工被害		千円	（k）					
	林地被害		千円	（l）					
			千円						
他			千円						
	その他		千円	（m）					
	小計		千円	（n）					
被害総額			千円	（o）					
災害対策本部		設置	年月日	（p）					
		解散	年月日	（q）					
災害警戒本部		設置	年月日	（r）					
		解散	年月日	（s）					
消防職員出動延人数			人	（t）					
消防団員出動延人数			人	（u）					
市町村職員出動延人数			人	（v）					
その他出動延人数			人	（w）					
出動延人数合計			人	（x）					

様式５　（火災・災害等即報要領関係）

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式 5-1 （火災・災害等即報要領関係）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種 第二種、その他）
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物資の区分	1.危険物　2.指定可燃物　3.高圧ガス　4.可燃性ガス　5.毒劇物　6.RI 等　7.その他（　　）	物質名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　　）		
出火箇所		出火原因	
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場期間	出場人員	出場資機材
		事業所　自衛防災組織	人	
		事業所　共同防災組織	人	
		事業所　その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の指定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	自衛隊	人	
		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式 5-2 （火災・災害等即報要領関係）

第 3 号様式（救急・救助事故）　　第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注)　第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

様式６

住民避難状況調べ

避難場所　　年　　月　　日　現在						
自治会人数　　名				避難人数　　名		
住　　所	氏　　名	男	女	年齢	救護を必要とする内容	備　　考

様式７

避難所開設日誌

<table>
<tr><td>避難所名</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">開設日時</td><td rowspan="3"></td><td>班　長　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>班　員　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所　属　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">閉鎖日時</td><td rowspan="3"></td><td>班　長　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>班　員　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所　属　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">収容人員</td><td rowspan="2">現
年　月　日
在</td><td rowspan="2">男</td><td rowspan="2">女</td><td rowspan="2">幼児</td><td rowspan="2">乳児</td><td colspan="2">合　計</td></tr>
<tr><td>大人</td><td>小人</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>支給物品</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

備考　・乳児　１歳未満児　　・幼児　就学前児

様式８（災害対策基本法施行規則関係）

別記様式第３（第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">令和　　年　　月　　日

京都府公安員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　　住　所
氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活動地域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急連絡先</td><td>住　所</td><td>（　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

様式９（災害対策基本法施行規則関係）

別記様式第３



備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月、及び日を表示する部分を白色、時を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（裏　　面）

１.注意事項

(1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。

(2) 確認された日時が過ぎた時は、はやく警察へかえすこと。

2.通行を確認する条件

(1) 上記の注意事項を必ず守ること

(2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。

(3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

様式10（災害対策基本法施行規則関係）

別記様式第5(第6条の2関係)

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊急通行車両確認証明書

知　事 ㊞
公安委員会 ㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活動地域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住所</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">有効期限</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

様式11

義援金品受付状況報告

城　陽　市

受付月日	金　　額 （品名・数量）	寄　　贈　　者	
		氏　　名	住　　所
計			

様式 12

義 援 金 品 配 分 状 況 報 告

城　陽　市

配分月日	金　　額 （品名・数量）	配　分　先	備　　考
計			

様式 13

り 災 証 明 申 請 書

年　　月　　日

城　陽　市　長　様

【申請者】

住　所

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話 （　　）　　－　　

り 災 日 時	年　　月　　日（　）午前・午後　　時　　分頃	
り 災 場 所	城陽市	
り 災 者	氏 名 世 帯 等	ﾌﾘｶﾞﾅ ＿＿＿＿＿＿＿＿　生年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 世帯数（　　世帯）　　世帯人員（　　人）
り 災 物 件	種　別 所 有 別	建物・収容物・工作物・その他（　　） 所有・管理・占有・その他（　　）
り 災 状 況	概算被害額　　円	
使 用 目 的		
提　出　先		

様式 13-1

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

城陽市長　村田　正明